

令和2年度 第1回上越市環境政策審議会 次第

日 時 令和元年8月7日(金)
午後3時から4時30分まで
会 場 上越保健センター2階 集団指導室

1 開 会

2 委員紹介

3 挨拶

4 議事

- (1) 令和元年度の取組について
- (2) 令和2年度の取組について
- (3) 温室効果ガス排出量の削減状況について
- (4) その他

5 閉 会

議事資料

- | | |
|--------|------------------------|
| 資料 1-1 | 令和元年度環境関連事業の取組結果について |
| 資料 1-2 | 令和元年度環境関連事業実績(個表) |
| 資料 2 | 廃棄物処理法、大気汚染防止法等の法令遵守状況 |
| 資料 3-1 | 令和2年度環境関連事業の取組について |
| 資料 3-2 | 令和2年度環境関連事業取組(個表) |
| 資料 4 | 温室効果ガス排出量の削減状況について |
| 資料 5 | 公共施設における省エネルギー化の取組について |

参考資料

- ・エコオフィスの手引き
- ・上越市環境政策審議会について
- ・上越市環境政策審議会条例
- ・上越市環境政策審議会規則
- ・委員名簿

令和元年度環境関連事業の取組結果について

資料 1-1

令和元年度は環境関連事業全 61 事業のうち、事業が終了もしくは統合した 5 事業を除く 56 事業について進捗管理を行い、取組実績は以下のとおり。

56 事業のうち

- A 計画どおりに実施し達成：50 事業 B 見直し・改善の必要があるが達成：0 事業
 C 目標に基づき実施したが未達成：6 事業 D 見直し・改善の必要があり未達成：0 事業

○未達成項目の内容

判定	事業No.	未達成項目	担当課	目標	実施状況	見直し・改善内容
C	31	自然環境保全推進事業	環境保全課	自然環境保全地域を1箇所指定する。(全7箇所目)	<ul style="list-style-type: none"> 自然環境保全地域、同候補地等において、自然環境調査・監視員による現況調査等を実施。 頸北の池沼群において、自然観察ツアーを実施(12/14(今年度から、保全地域の指定に併せ、1回実施することに変更)) 自然環境保全地域における団体の活動を支援した。 地域指定予定地における多数の地権者の存在覚知等により保全地域の指定に関する取り組みが遅れた。このため、自然環境保全推進委員会の開催に至らなかった。 	次期保全地域の指定に向けた取り組みが遅れているため、利害関係者への説明等を順次進め、令和2年度上半期までに1箇所指定する。
C	40	自然循環型農業推進事業	農政課	取組団体：74団体 取組面積：1,231ha	取組団体：56団体 取組面積：921ha	干ばつや長雨の影響等により取組が行えず減少したもの 令和2年度以降の2期対策に向けて、制度周知を図り、取組面積の拡大を目指す。
C	42	街灯整備・維持管理事業	市民安全課	町内会が管理する防犯灯のLED化率を75%以上とする。	町内会管理の防犯灯LED化率 71.2% ※防犯灯LED化補助金活用実績 1,990灯、13,955千円(決定額) ※その他の事業でのLED化実績 地域活動支援事業 42灯	当初令和元年度末で制度終了を予定していたが、LED化の進捗状況を鑑み、令和4年度末まで延長することとし、令和4年度末のLED化率90%を目標に計画的に進捗を図る。
C	54	林業総務費		環境関連講座等参加者数：156人(上越緑の少年団)	環境関連講座等参加者数：156人(上越緑の少年団)	緑の少年団の団員数は減少傾向にあり、昨年度と比較して半数程度に減少した。 また、計画していたサマーキャンプと森と緑の感謝祭が荒天により中止となったため、参加者数の目標を達成することができなかった。 来年度は緑の少年団の団員を増加させるため、募集期間を1週間延長し、イベントの際にも随時入団を呼びかける。
C	55	くわどり市民の森維持管理及び運営	農林水産整備課	環境に関する講座の参加者数を5,790人以上にする。	くわどり市民の森来場者数：5,219名	天候不順により、施設の営業日数が例年と比較して減少し、台風災害等で施設へのアクセス道が被災したため、例年より来場者数が減少した。 来年度は、市民の森のイベントをSNSで周知し、好天時の来場者数を増加させる。
C	56	二貫寺の森管理運営費		環境関連講座等参加者数：100人(二貫寺の森)	環境関連講座等参加者数：100人(二貫寺の森)	イベントの周知を2週間早めることで申し込み期間に余裕を持たせ、参加者数の増加を図る。

○56 事業達成状況一覧(全 61 事業のうち、網掛けの 5 事業を除く)

分野	基本方針	主要施策	取組主管課	事業	事業No.	令和元年度	
						目標達成状況	備考
生活環境：快適な生活空間を確保した循環型社会を目指す							
環境汚染の防止							
大気汚染の防止							
		環境保全課	大気汚染対策事業	1	A:計画通りに実施し達成		
騒音・振動、悪臭の防止							
		環境保全課	騒音・振動対策事業	2	A:計画通りに実施し達成		
水質保全・排水処理対策の推進							
		環境保全課	水質汚濁対策事業	3	A:計画通りに実施し達成		
		生活環境課	し尿処理事業	4	A:計画通りに実施し達成		
		生活環境課	し尿処理事業	5	A:計画通りに実施し達成		
		生活排水対策課	生活排水対策事業	6	A:計画通りに実施し達成		
		環境保全課	地盤沈下対策事業	7	A:計画通りに実施し達成		
化学物質等による汚染の防止							
		環境保全課	放射線量の周知等	8	A:計画通りに実施し達成		
生活環境の維持・向上							
ごみ適正処理の推進							
		生活環境課	清掃総務管理費	9	A:計画通りに実施し達成		
		生活環境課	ごみ収集運搬事業	10~13	A:計画通りに実施し達成		
		生活環境課	ごみ処理対策事業	14	A:計画通りに実施し達成		
		生活環境課	ごみ処理対策事業	15	-		平成29年度で終了
		生活環境課	ごみ処理対策事業	16~17	A:計画通りに実施し達成		
		生活環境課	ごみ焼却施設管理運営費	18	A:計画通りに実施し達成		
		生活環境課	ごみ焼却施設管理運営費	19	-		平成29年度で終了
リサイクルの推進							
		生活環境課	資源物分別収集事業	20~25	A:計画通りに実施し達成		
環境美化の推進							
		生活環境課	生活環境保全美化対策事業	26~29	A:計画通りに実施し達成		
		都市整備課	景観デザイン事業	30	A:計画通りに実施し達成		
自然環境：自然と共生した社会を目指す							
自然環境との共生							
生物多様性の保全							
		環境保全課	自然環境保全推進事業	31	C:目標に基づき実施したが未達成		
		環境保全課	鳥獣保護管理事業	32	A:計画通りに実施し達成		
開発事業に対する環境配慮の誘導							
		環境保全課	環境政策総務事業(環境影響評価会議)	33	A:計画通りに実施し達成		
自然環境の活用							
緑地・公園の活用							
		農林水産整備課	くわどり市民の森維持管理及び運営事業	34	A:計画通りに実施し達成		
		農林水産整備課	森林保育管理事業	35	A:計画通りに実施し達成		
		都市整備課	都市公園整備事業	36~38	A:計画通りに実施し達成		
		都市整備課	公園管理費	39	A:計画通りに実施し達成		
環境保全型農業の推進							
		農政課	自然循環型農業推進事業	40	C:目標に基づき実施したが未達成		
地球環境：低炭素社会を目指す							
地球温暖化対策の推進							
省エネルギーの推進							
		環境保全課	環境政策総務事業(省エネの推進)	41	A:計画通りに実施し達成		
		市民安全課	街灯整備・維持管理事業	42	C:目標に基づき実施したが未達成		
省エネルギーの推進、再生可能エネルギーの導入							
		環境保全課	省エネルギー・新エネルギー普及推進事業	43	-		環境政策総務事業に統合
		環境保全課	省エネルギー・新エネルギー普及推進事業	44	-		平成30年度で終了
		環境保全課	風力発電事業	45	A:計画通りに実施し達成		
		生活排水対策課	下水道センター運転管理費	46	A:計画通りに実施し達成		
拠点形成と交通ネットワークの構築							
		都市整備課	土地利用対策費	47	A:計画通りに実施し達成		
地産地消の推進							
		教育総務課	学校給食での地場産野菜の使用拡大	48	A:計画通りに実施し達成		
		農村振興課	地産地消認定店の拡大	49	A:計画通りに実施し達成		
環境学習：豊かな環境を継承する社会を目指す							
環境啓発の推進							
環境学習の推進と事業者支援							
		環境保全課	環境学習施設管理運営事業	50	A:計画通りに実施し達成		
		環境保全課	環境学習施設管理運営事業	51	A:計画通りに実施し達成		
		生活環境課	ごみ焼却施設管理運営費	52	A:計画通りに実施し達成		
		生活環境課	し尿処理事業	53	A:計画通りに実施し達成		
環境学習の推進と事業者支援							
		農林水産整備課	林業総務費	54	C:目標に基づき実施したが未達成		
		農林水産整備課	くわどり市民の森の維持管理及び運営	55	C:目標に基づき実施したが未達成		
		農林水産整備課	二貫寺の森管理運営費	56	C:目標に基づき実施したが未達成		
		社会教育課	謙信KIDSプロジェクト	57	A:計画通りに実施し達成		
市民、事業者との協働による取組の推進							
		環境保全課	環境政策総務事業(計画の推進)	58	A:計画通りに実施し達成		
		環境保全課	環境政策総務事業(環境政策審議会)	59	A:計画通りに実施し達成		
		環境保全課	環境マネジメントシステム事業	60	-		環境政策総務事業へ統合
		環境保全課	環境政策総務事業(エコアクション21)	61	A:計画通りに実施し達成		

○令和元年度 環境関連事業（個表）

分野：生活環境										
目的：快適な生活空間を確保した循環型社会を目指す										
基本方針：環境汚染の防止										
主要施策：大気汚染の防止										
担当課	事業名	目的 Plan	事業No.	令和元年度		令和元年度				
				取組区分	目標 Plan	実施計画 Plan	実績（実施内容） Do	目標達成状況 Check	見直し・改善内容	備考
環境保全課	大気汚染対策事業	・大気汚染（光化学オキシダント、PM2.5）の常時監視情報を市民に周知するほか、悪臭による相談や苦情があった場合、速やかに現地確認などを行い、必要に応じ臭気測定を実施する。	1	継続	・大気汚染物質（光化学オキシダント、PM2.5）の濃度が高まり健康被害が生じる恐れがある場合には、速やかに市民に情報提供、注意喚起を実施する。	・異状時に備え、環境対策係及び休日担当職員が、県の観測記録を定時確認（1日2回）する。 ・大気汚染物質の濃度が高まり健康被害が生じる恐れがある場合、速やかに市民に情報提供、注意喚起を実施する。 ・悪臭による相談や苦情があった場合、速やかに現地確認などを行い、原因者に改善を求めるとともに、必要に応じて臭気測定を実施する。 ・大気汚染物質の濃度が高くなる時期に合わせ、周知を行う（広報上越：2月、6月）	・観測記録の定時確認を実施 ・大気汚染発生時の対応策等について広報上越に掲載し、意識啓発を実施 ・光化学スモッグ：広報上越5/1号 ・PM2.5：広報上越2/15号 ・悪臭による相談や苦情に対しては、速やかに現地確認を行い原因を特定するとともに、解決に向けて対応した。	A:計画通りに実施し達成	—	
主要施策：騒音・振動、悪臭の防止										
環境保全課	騒音・振動対策事業	・高速度道路や幹線道路などにおいて自動車騒音の測定を実施し、環境基準の達成状況を把握するとともに、基準を超過した際には施設管理者に対し、速やかな改善を求め、 ・新幹線沿線において列車走行音の測定を実施し、新幹線騒音の音源対策の進捗とその後の騒音の経過について監視を行う。	2	継続	・事業場の騒音・振動が規制基準を超過した場合に、指導により改善された割合：100%	・高速度道路や幹線道路などにおいて自動車騒音の測定を実施し、環境基準の達成状況を把握するとともに、基準を超過した際には施設管理者に対し、速やかな改善を求め、 ・高速度道路騒音の測定（6～7月）、自動車騒音の測定（11～12月） ・環境騒音の測定を実施し、基準の超過を確認した場合、道路管理者等に改善を求め、 ・環境騒音の測定（11月～12月） ・新幹線騒音に対し音源対策工事が行われたことから、効果等を把握するため市内2地点（県：3地点）で測定を実施する。 新幹線騒音の測定（10月）	○協定事業場の測定 ・市内15事業場で規制基準を超過した事業場はなかった。（4月～3月） ○高速度道路や幹線道路などの測定 ・測定の結果、新幹線騒音で測定2地点のうち1地点（向橋）、自動車騒音で測定8地点のうち2地点（頸城区下米岡、袖崎区三ツ屋浜）、環境騒音で測定6地点のうち2地点（頸城区下三分一、袖崎区川井）の基準の超過を確認したため、それぞれの施設管理者である鉄道・運輸機構及びJR東日本並びに高田河川国道事務所に改善を求めた。 （高速度道路騒音の測定（7月）、自動車騒音の測定（12月）、環境騒音の測定（12月）、新幹線騒音の測定（11月））	A:計画通りに実施し達成		
主要施策：水質保全・排水処理対策の推進										
環境保全課	水質汚濁対策事業	・河川、海域、湖沼の水質等の水質等測定により環境基準の達成状況などを監視するほか、水質汚濁防止法に基づく特定事業場の排水水調査により排水基準の遵守状況などを把握する。 ・冬期前後に多発する油流出事故を抑制するため、市民及び事業者に対し計画的に注意喚起を図る。	3	継続	・水質汚濁防止法に基づく特定事業場の排水を、環境基準を超過した場合に、指導により改善された割合：100%	・河川、海域、湖沼の水質等の水質等測定により環境基準の達成状況などを監視するほか、水質汚濁防止法に基づく特定事業場の排水水調査により排水基準の遵守状況などを把握する。 ・冬期前後に多発する油流出事故を抑制するため、市民及び事業者に対し計画的に注意喚起を図る。 ○各種測定 ・河川等の水質測定（4～3月） ・事業場の排水水調査（4～3月） ○意識啓発 ・注意喚起の実施（広報上越：11月、FM放送：11～12月）	○各種測定 ・河川等の水質測定（4～3月） ・事業場の排水水調査（4～3月） ○意識啓発 ・油事故に対する注意喚起を実施した。（広報上越：11/1号、FM放送：11月、連続発生1町内会に対し、チラシ配布）	A:計画通りに実施し達成		
生活環境課	し尿収集事業	・市内全域のし尿をくみ取り、清潔な生活環境を保持する。	4	継続	・市内全域のし尿をくみ取り、利用者からの汲取り依頼を遅滞なく実施するとともに、業者に委託し、適切にし尿の収集運搬を行い清潔な生活環境の保持を図る。	・非水洗化トイレ及び仮設トイレから発生するし尿を収集し、汚泥リサイクルパークへ搬入し清潔な生活環境の保持に努める。 収集量 6,315kℓ	・非水洗化トイレ及び仮設トイレから発生したし尿を収集し、汚泥リサイクルパークへ搬入し清潔な生活環境の保持を行った。 収集量 6,323kℓ	A:計画通りに実施し達成		
生活環境課	し尿処理事業	・全市域から汚泥リサイクルパークに搬入されるし尿、浄化槽汚泥を廃棄物の処理及び清掃に関する法律や水質汚濁防止法に基づき適正に処理し、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図る。	5	継続	・全市域から汚泥リサイクルパークに搬入されるし尿、浄化槽汚泥を廃棄物の処理及び清掃に関する法律や水質汚濁防止法に基づき適正に処理し、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図る。	搬入量（見込み） し尿：6,315kℓ 浄化槽汚泥：46,820kℓ 合計：52,935kℓ	汚泥リサイクルパークに搬入されるし尿、浄化槽汚泥を適正に処理した。 し尿：6,323kℓ 浄化槽汚泥：46,881kℓ 合計：53,204kℓ	A:計画通りに実施し達成		
生活排水対策課	生活排水対策事業	・公共下水道、農業集落排水は、市民生活に密着した生活関連施設であることから、引き続き下水道汚水管渠の着実な整備を進めるとともに、戸別訪問の実施により接続率の向上を図る。 ・合併処理浄化槽の設置については、循環型社会形成推進交付金を活用するほか、市の補助金交付制度により設置者の負担軽減を図るなど設置推進に努める。	6	継続	・汚水衛生処理率85.7%	・下水道汚水管渠の整備を着実に進めるとともに、未接続世帯への戸別訪問を実施する。 ・合併処理浄化槽の処理能力は下水道等と同等であることを周知するとともに、合併処理浄化槽設置費補助制度の利用を促し、合併処理浄化槽の設置を進める。	・下水道汚水管渠の整備を着実に進めるとともに、未接続世帯への個別訪問を実施した。（接続率…公共下水道区域95.5%、農業集落排水区域93.8%） ・補助金を交付し、合併処理浄化槽の設置を進めた。（補助件数…53件） 汚水衛生処理率…86.4%	A:計画通りに実施し達成		

分野：生活環境										
目的：快適な生活空間を確保した循環型社会を目指す										
基本方針：環境汚染の防止										
主要施策：地下水の保全、土壌汚染の防止										
担当課	事業名	目的 Plan	事業No.	令和元年度			令和元年度		備考	
				取組区分	目標 Plan	実施計画 Plan	実績（実施内容） Do	目標達成状況 Check		見直し・改善内容
環境保全課	地盤沈下対策事業	・県と共同で、地下水位・地層収縮量の観測を行うとともに、水位の低下状況に応じて、地盤沈下注意報（警報）を発令し、地下水の節水啓発を図り地盤沈下の防止に努める。 ・揚水設備設置者を対象とする研修会を開催するほか、新規設置に伴う事前届出などについて、市民及び設置請負業者に周知徹底する。	7	継続	・新設の揚水設備における降雪感知器の設置割合：90%以上	・国、県と共同で行う水準測量において、2級路線77km（計画距離）の調査を行う。 ・県と共同で、地下水位、地層収縮量の観測を行う（12月～3月の毎日）とともに、水位の低下状況に応じて地盤沈下注意報（警報）が発令された際は、地下水の一層の節水啓発を図り地盤沈下の抑制に努める。 ・揚水設備設置者に対する節水型降雪感知器の設置勧奨等（適年：100件程度） ・県と共催で揚水設備設置者研修会の開催（11月下旬）、広報上越、市ホームページ、広報車等による節水啓発を行う。	・揚水設備設置届出（74件）、降雪感知器の設置（67件）割合91% ・揚水設備設置者等研修会の開催（11月28日；参加者：223名） ・広報上越、市ホームページ等で節水を呼び掛けた	A:計画通りに実施し達成	-	
主要施策：化学物質等による汚染の防止										
環境保全課	放射線モニタリング情報の周知等（予算事業なし）	・上越地域消防事務組合管内の各消防署で測定された空間線量率について、毎月広報で公表する。	8	継続	・上越地域消防事務組合管内の各消防署で測定された空間放射線量について、毎月広報上越で公表する。	・上越地域消防事務組合管内の各消防署で測定された空間放射線量を、毎月広報上越で公表する。	・測定結果を、毎月広報誌に掲載した	A:計画通りに実施し達成	-	
基本方針：生活環境の維持・向上										
主要施策：ごみの適正処理の推進										
生活環境課	清掃総務管理費	・各種団体の活動への支援を通して、市内の生活環境の保全を図る。	9	継続	・市民の自主的な地区衛生活動や生活環境の向上に取り組んでいる生活環境協議会の活動に対し運営経費の一部を補助し、環境美化と意識向上を図る。	・各区（板倉区は除く）及び合併前上越市の生活環境協議会に対し補助金を交付し、活動を支援する。	・計画どおり関係団体に補助金を支出し、活動を支援した。	A:計画通りに実施し達成		
生活環境課	ごみ収集運搬事業	・家庭ごみ（燃やせるごみ、燃やせないごみ）の収集運搬及び中間処理を適正に行うことにより、生活環境の保全を図る。	10	継続	○ごみ収集運搬業務委託 ・燃やせるごみ収集回数 週3回 ・燃やせないごみ収集回数 月2回 ・市内の家庭系ごみ及び事業系ごみの排出量 67,500t 家庭系46,600t 事業系20,900t	同左	・計画通り、燃やせるごみ、燃やせないごみの収集運搬を適正に実施。	A:計画通りに実施し達成		
生活環境課	ごみ収集運搬事業	・家庭ごみ（燃やせるごみ、燃やせないごみ）の収集運搬及び中間処理を適正に行うことにより、生活環境の保全を図る。	11	継続	○燃やせないごみ中間処理業務委託 ・燃やせないごみを中間処理施設にて破砕し、資源物（金属類等）を選別した後に、残渣をクリーンセンターへ搬入する。 ・処理量（見込み）：2,781t ・残渣運搬量（見込み）：2,226t	同左	・燃やせないごみを中間処理施設にて破砕し、資源物（金属類等）を選別した後に、残渣をクリーンセンターへ搬入し、適正に処理を実施した。 燃やせないごみ中間処理量（実績）2,851t 燃やせないごみ破砕処理残渣運搬量（実績）2,242t ※燃やせないごみ中間処理量 3,092t(H30)→2,851t(R1)	A:計画通りに実施し達成		
生活環境課	ごみ収集運搬事業	・家庭ごみ（燃やせるごみ、燃やせないごみ）の収集運搬及び中間処理を適正に行うことにより、生活環境の保全を図る。	12	継続	・家庭ごみ有料化事業 家庭ごみ指定袋を作成するとともに、保管・配送業務を実施する。 ・3歳未満児の属する世帯へ指定袋引換券を無償配布し、子育て世帯への経済的負担を軽減する。	・家庭ごみ用指定袋（11種類）、指定シール（6種類）を作成し、市指定の取扱所で販売する。 ・3歳未満児の属する世帯へ、4月末までに指定袋引換券を無償配布する。 配布予定：3,850人	・家庭ごみ用指定袋（11種類）、指定シール（6種類）を作成・配送し、市指定の取扱所で販売した。 ・3歳未満児の属する世帯へ、4月末までに指定袋引換券を無償配布し、経済的負担の軽減を図った。 配布人数：3,769人 （※配布人数=H31.3.31時点で住基登録されている3歳未満児を抽出）	A:計画通りに実施し達成		
生活環境課	ごみ収集運搬事業	・家庭ごみ（燃やせるごみ、燃やせないごみ）の収集運搬及び中間処理を適正に行うことにより、生活環境の保全を図る。	13	継続	・ごみ集積施設設置費補助事業 町内会が行うごみ集積施設の新設修繕に要する費用の一部を補助する。 補助率：1/2 （限度額1基当たり10万円） 交付件数（見込み） 設置等 62件 修繕 24件 合計 86件	同左	・ごみ集積施設設置費補助事業 町内会が行うごみ集積施設の新設修繕に要する費用の一部を補助した。 ・交付件数（実績） 設置等 62件 修繕 11件 合計 73件	A:計画通りに実施し達成		

分野：生活環境

目的：快適な生活空間を確保した循環型社会を目指す

基本方針：生活環境の維持・向上

主要施策：ごみの適正処理の推進

担当課	事業名	目的 Plan	事業No.	令和元年度		令和元年度		備考		
				取組区分	目標 Plan	実施計画 Plan	実績（実施内容） Do		目標達成状況 Check	見直し・改善内容
生活環境課	ごみ処理対策事業	・廃棄物の適正な最終処分及び再資源化を進め、生活環境の保全を図る。	14	継続	○最終処分場維持管理費 ・安塚区内平坊一般廃棄物最終処分場の廃止手続きを完了させる。 ・中郷区一般廃棄物最終処分場は、放流水の水質分析等、通常の維持管理に加え、浸出水の水質分析等、施設廃止のための調査を継続する。 ・その他の最終処分場等については、通常の維持管理を継続する。	最終処分場の維持管理及び処分場からの放流水、浸出水や観測井戸の水質検査を行う（安塚区、中郷区については廃止調査項目を合わせて実施）。 ○安塚区内平坊一般廃棄物最終処分場 ・4～6月 ・調査結果を取りまとめ、県へ廃止届を提出し、廃止手続きを完了させる。 ○中郷区一般廃棄物最終処分場 ・通年 ○その他最終処分場等 ・柿崎区車地、葉師山：通年 ・三和区宮崎新田：7～9月	○安塚区内平坊一般廃棄物最終処分場 ・水質検査異常なし ・調査結果を取りまとめ、県へ廃止届を提出し、廃止手続きを完了 ○中郷区一般廃棄物最終処分場 ・水質検査異常なし ○その他最終処分場等 ・柿崎区車地：水質検査異常なし ・葉師山：水質検査異常なし ・三和区宮崎新田：水質検査異常なし	A:計画通りに実施し達成		
生活環境課	ごみ処理対策事業	・廃棄物の適正な最終処分及び再資源化を進め、生活環境の保全を図る。	15							
生活環境課	ごみ処理対策事業	・廃棄物の適正な最終処分及び再資源化を進め、生活環境の保全を図る。	16	継続	○最終処分場整備事業 ・上越市内における最終処分場の整備を目指す、新潟県と情報交換を実施する。 ・県が設置する検討委員会へ出席し、調査地選定作業に協力する。（R1では3回程度開催予定）	同左	県が設置する候補地検討委員会の開催に向けて、県廃棄物対策課との協議を行い、市の考え方を伝えた。また、6/12、11/9、3/9開催の同委員会にオブザーバーとして出席した。	A:計画通りに実施し達成		
生活環境課	ごみ処理対策事業	・廃棄物の適正な最終処分及び再資源化を進め、生活環境の保全を図る。	17	継続	○その他、ごみ処理対策の推進 ・クリーン活動ごみなどの回収及び処理を行う。	・現業職員6人によりクリーン活動ごみの回収を実施する。	・現業職員6人によるクリーン活動ごみの回収を実施した。	A:計画通りに実施し達成	・環境パトロール員及び生活環境衛生作業員の職を見直し統合した。	
生活環境課	ごみ焼却施設管理運営費	・全市域からごみ焼却処理施設上越市クリーンセンターへ搬入される可燃ごみを廃棄物の処理及び清掃に関する法律や環境基準により適正に処理し、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図る。	18	継続	・可燃ごみ処理量（見込み） 上越市クリーンセンター 46,732トン	同左	・可燃ごみ49,376tを適正に処理した。	A:計画通りに実施し達成		
生活環境課	廃棄物処理施設整備事業	・既存の廃棄物焼却処理施設の老朽化とごみ質の変化に対応するため、平成29年10月の供用開始を目指して新クリーンセンターを整備する。	19							

主要施策：リサイクルの推進

生活環境課	資源物分別収集事業	・循環型社会の形成に向け、分別収集した資源物の再資源化を推進する。	20	継続	○資源物収集運搬業務委託 ・町内会集積所、資源物常時回収ステーション及びリサイクル推進店から資源物を回収し、リサイクル施設へ搬入する。	・資源物の収集運搬業務を事業者（11社）へ委託する。	・計画通り、町内会集積所、資源物常時回収ステーション及びリサイクル推進店からの資源物の収集運搬業務を実施した。	A:計画通りに実施し達成		
生活環境課	資源物分別収集事業	・循環型社会の形成に向け、分別収集した資源物の再資源化を推進する。	21	継続	○分別収集回収品目中間処理業務委託 ・家庭から排出される容器包装やペットボトル等の資源物の中間処理を行う。	・中間処理業務を事業者（9社）へ委託する。	・計画通り、家庭から排出される容器包装やペットボトル等の資源物の中間処理業務を実施した。	A:計画通りに実施し達成		
生活環境課	資源物分別収集事業	・循環型社会の形成に向け、分別収集した資源物の再資源化を推進する。	22	継続	○再商品化業務委託 ・容器包装（プラスチック製・紙製）や乾電池などの資源物の再商品化業務を委託し、適正処理を行う。	・再商品化業務を日本容器包装リサイクル協会や事業者へ委託する。	・計画通り、日本容器包装協会などの事業者を通じ、再商品化業務を実施した。	A:計画通りに実施し達成		
生活環境課	資源物分別収集事業	・循環型社会の形成に向け、分別収集した資源物の再資源化を推進する。	23	継続	○資源物常時回収ステーション整備事業 ・資源物6品目を回収する資源物常時回収ステーション（市内18か所）の維持管理（自動消火器の設置等）、巡回整理を行う。 ・掲示物の劣化が激しいステーションについては、掲示物の入れ替えを行う。	同左	・資源物常時回収ステーションの維持管理（床の張替え、ガラス窓の修繕など）及び巡回整理を行った。 ・掲示物の劣化が激しいステーションについては、掲示物の入れ替えを行った。	A:計画通りに実施し達成		

分野：生活環境										
目的：快適な生活空間を確保した循環型社会を目指す										
基本方針：生活環境の維持・向上										
主要施策：リサイクルの推進										
担当課	事業名	目的 Plan	事業No.	令和元年度			令和元年度		備考	
				取組区分	目標 Plan	実施計画 Plan	実績（実施内容） Do	目標達成状況 Check		見直し・改善内容
生活環境課	資源物分別収集事業	・循環型社会の形成に向け、分別収集した資源物の再資源化を推進する。	24	継続	・資源物集積所整備事業 集積所で使用する看板や表示板等を作成し、希望する町内会へ配布する。	・看板や表示板等の作成、配布 (見込み) 作製数 700 (品目表示板、看板、回収箱) 配布 1,440	作成数 看板：350 表示板：840 回収箱：300 合計：1490 配布数 看板：547 表示板：617 回収箱：338 合計：1502	A:計画通りに実施し達成		
生活環境課	資源物分別収集事業	・循環型社会の形成に向け、分別収集した資源物の再資源化を推進する。	25	継続	・生ごみリサイクル事業 分別収集した生ごみを民間事業所に搬入し、バイオガスを発生させ汚泥乾燥用の燃料や肥料としてリサイクルする。 生ごみ回収量（見込み） 8,654トン	同左	・分別収集した生ごみを民間事業所に搬入し、バイオガスを発生させ汚泥乾燥用の燃料や肥料としてリサイクルした。 ・生ごみ回収量（実績） 7,993トン	A:計画通りに実施し達成		
主要施策：環境美化の推進										
生活環境課	生活環境保全美化対策事業	・町内会等と連携した美化活動や衛生活動のほか、環境パトロール等により、良好な生活環境の保全と衛生環境を確保する。	26	継続	・全市クリーン活動 春、夏、秋に一斉清掃月を設定し、全町内会に参加を呼びかけ、空き缶や散乱ごみなどの回収・清掃活動を実施する。 目標参加人数 60,000人	同左	令和元年度の参加者数 61,269人	A:計画通りに実施し達成		
生活環境課	生活環境保全美化対策事業	・町内会等と連携した美化活動や衛生活動のほか、環境パトロール等により、良好な生活環境の保全と衛生環境を確保する。	27	継続	・市道側溝土砂収集運搬事業 町内会が清掃した市道側溝の土砂を収集運搬する。	・実施内容（見込み） 対象町内会 171町内 収集量 290トン	・市道側溝土砂収集運搬事業 町内会が清掃した市道側溝の土砂を収集運搬した。 対象町内会 171町内 収集量 282トン	A:計画通りに実施し達成		
生活環境課	生活環境保全美化対策事業	・町内会等と連携した美化活動や衛生活動のほか、環境パトロール等により、良好な生活環境の保全と衛生環境を確保する。	28	継続	○環境パトロール事業 ・不法投棄の監視及び野焼きへの指導を行う。 ・不法投棄物やポイ捨てごみの早期発見・早期対応を行い、投棄者が特定できる場合は、警察等と連携して対処する。 ・ごみ集積所や常時回収ステーションの巡回、排出物の整理・指導を行うとともに、市民に適正排出を促す。	同左	・不法投棄の監視及び野焼きへの指導を行った。 ・不法投棄物やポイ捨てごみの早期発見・早期対応を行った。（投棄者が特定できる事案は発生せず） ・ごみ集積所や常時回収ステーションの巡回、排出物の整理・指導を行い、必要に応じ、現場にて市民へ適正排出を指導した。	A:計画通りに実施し達成	・環境パトロール員及び生活環境衛生作業員の職を見直し統合した。	
生活環境課	生活環境保全美化対策事業	・町内会等と連携した美化活動や衛生活動のほか、環境パトロール等により、良好な生活環境の保全と衛生環境を確保する。	29	継続	・ごみヘルパー事業 障害や高齢などの理由でごみの分別や集積所への排出が困難な世帯へ、町内会等と連携してヘルパーを派遣する。	・実施内容（見込み） ヘルパー委嘱人数 58人 支援世帯数 66世帯	・ごみ分別やごみ出しが困難な世帯からの申請に基づき、町内会等と連携してごみヘルパーによる支援を行った。 令和元年度末実績 ごみヘルパー委嘱人数 52人 支援世帯数 57世帯 ・平成30年度からは福祉部門と連携し、マッチングを行っている。	A:計画通りに実施し達成		
主要施策：景観形成の推進										
都市整備課	景観デザイン事業	・地域の特性を生かした景観づくりを推進するため、平成21年度に策定した景観計画に基づき、以下の事業に取り組む。 ・届出制度の実施 ・景観アドバイザー制度の実施 ・景観審議会の実施 ・景観情報紙の発行 ・景観セミナーの開催 ・その他事業内容に関する啓発の取組の実施	30	継続	・景観アドバイザーからの助言や届出制度の実施により、周辺地域との調和を図り、公共施設及び民間施設の景観の向上を推進する。 ・また、広報に景観に関する内容を掲載し、市民意識の高揚を図る。 ・その他、特徴的な景観が残る地域を対象に、地域住民と協働して景観まちづくりに取り組む。	・景観審議会の開催 ・景観アドバイザーによる建築物等へのアドバイス実施（毎月1回） ・届出制度の運用（随時） ・広報上越への掲載（1月） ・景観まちづくりの取り組みの支援	・景観審議会の開催 ・景観アドバイザーによる建築物等へのアドバイス実施（会議開催：8回） ・届出制度の運用（届出・通知：99件） ・広報上越への掲載（2/1号） ・南本町三丁目の景観まちづくり活動の支援を実施	A:計画通りに実施し達成		

分野：自然環境の活用										
目的：自然と共生した社会を目指す										
基本方針：自然環境との共生										
主要施策：生物多様性の保全										
担当課	事業名	目的 Plan	事業No.	令和元年度			令和元年度			備考
				取組区分	目標 Plan	実施計画 Plan	実績 (実施内容) Do	目標達成状況 Check	見直し・改善内容	
環境保全課	自然環境保全推進事業	・良好な自然が残る地域を自然環境保全地域に指定することで、希少な動植物の生息環境の保全を進める。 ・良好な自然環境が残る地域などを周知し、市民等の環境保全意識の高揚につなげる。	31	継続	・自然環境保全地域を1箇所指定する(全7箇所目)。 ・自然環境保全推進委員会を開催し、自然環境保全地域の指定等について検討する。 ・指定案の縦覧を経て、保全地域の指定(告示)を行う。 ・自然環境保全地域、同候補地等において、自然環境調査・監視員による定期巡回や現況調査等を行う。 ・保全地域の指定候補地において、自然観察ツアーを1回開催する。 ・自然環境保全地域において、地域の団体等が行う保全活動の支援を行う。	・自然環境保全推進委員会を開催し、自然環境保全地域の指定等について検討する。 ・指定案の縦覧を経て、保全地域の指定(告示)を行う。 ・自然環境保全地域、同候補地等において、自然環境調査・監視員による定期巡回や現況調査等を行う。 ・保全地域の指定候補地において、自然観察ツアーを1回開催する。 ・自然環境保全地域において、地域の団体等が行う保全活動の支援を行う。	○自然環境保全地域、同候補地等において、自然環境調査・監視員による現況調査等を実施。 ○頸北の池沼群において、自然観察ツアーを実施(12/14)(今年度から、保全地域の指定に併せ、1回実施することに変更) ○自然環境保全地域における団体の活動を支援した。 ○地域指定予定地における多数の地権者の存在等により保全地域の指定に関する取り組みが遅れた。このため、自然環境保全推進委員会の開催に至らなかった。	C:目標に基づき実施したが未達成	次期保全地域の指定に向けた取り組みが遅れているため、利害関係者への説明等を順次進め、令和2年度上半期までには1箇所指定する。	
環境保全課	鳥獣保護管理事業	・野生鳥獣による農作物被害を防止するため、適切に有害鳥獣捕獲許可を交付するほか、人身被害を防止するため大型鳥獣が出没した際には警察及び市内の猟友会支部などと連携し、市民の安全確保に努める。 ・人身被害防止のため、大型獣に関する情報提供を行うほか、市民一人ひとりが事故や誘因を防止するために自らができる事などの啓発に努める。	32	継続	・クマやイノシシなどの大型野生鳥獣による人身被害：0人	○出沒抑制対策の実施(2年目) ・金谷区・春日区及び中郷区をモデル地区として選定し、出沒抑制事業を実施するとともに効果を検証する。 ○被害防止体制の充実等 ・市街地において大型獣が出没した際の初動対応や態勢等を見直し、マニュアルを策定する。 ・大型獣が出没した際の用具を整備する。 ・大型獣が出没した際には、人身被害を防止するため警察及び市内の猟友会支部などと連携し、市民の安全確保に努める。 ○被害防止の注意喚起 ・広報上越でのシリーズ掲載やクマ学習会を開催し、クマの生態や大型獣に出会わないための手法や誘引を防止するための手法等の啓発を行う。 ・クマ出沒時には、保育園や学校、町内会等に速やかに注意喚起するとともに安全メールや市ホームページ等で情報提供する。 ・クマ出沒発期前の周知(広報上越等：5月、10月)	○出沒抑制対策の実施(2年目) ・引き続き、金谷区・春日区及び中郷区において、出沒抑制モデル事業を実施した(6~12月)。 ○被害防止体制の充実等 ・市街地において大型獣が出没した際の初動対応や態勢等を見直し、マニュアルを策定する。 ○被害防止の注意喚起 ・広報上越(8/1号、9/1号、10/1号)に3回シリーズで、クマの生態や大型獣に出会わないための手法や誘因を防止するための手法等の記事を掲載し、啓発を実施した。 ・クマ出沒発期前(10月)の周知は、前述の掲載で代替した。 ・クマ出沒時には、保育園や学校、町内会等に速やかに注意喚起するとともに安全メールや市ホームページ等で情報提供する。 ・住宅地周辺におけるイノシシの出沒により人身被害が懸念される事案では、安全メールや情報無線により速やかに注意喚起した。	A:計画通りに実施し達成	-	
主要施策：開発事業に対する環境配慮の誘導										
環境保全課	環境政策総務事業(環境影響評価会議)	・開発事業で環境に及ぼす影響について専門的な意見を求められた際、環境影響評価会議を開催し、環境影響評価に係る技術的な事項を調査審議する。	33	継続	・上越市環境影響評価会議の設置及び運営に関する要綱第2案により、公害の防止及び自然環境の保全の見地から調査審議する。	・該当案件に応じ、環境影響評価会議開催	・該当案件がないため、開催の実績はなし	A:計画通りに実施し達成		
基本方針：自然環境の活用										
主要施策：緑地・公園の活用										
農林水産整備課	くわどり市民の森維持管理及び運営事業	・くわどり市民の森を、自然観察や森林浴などが出来る市民の憩いの場、環境学習や森林体験活動の場として整備を行う。	34	継続	・中山間地の水源地域の森林を市民の共有財産として捉え、市民の森として活用し、林業体験や環境学習を通じて利用者の里山保全に関する理解を深めるとともに、森林整備を進め水源涵養など森林の持つ多面的機能の向上を図る。 ア 市民の森を利用したイベントの開催	ア 木工作体験の充実 ・季節に応じた市民の森観察会の実施	ア 木工作体験の充実 (56回実施・203名参加) ・季節に応じた市民の森観察会の実施 (7回実施・125名参加)	A:計画通りに実施し達成		
農林水産整備課	森林保育管理事業	・森林・山村の多面的機能を発揮するため、森林整備等を実施する活動組織への事業推進、指導を行う。	35	継続	・地域住民、森林所有者、NPO法人、民間団体などが協力して作る活動組織が行う、地域環境保全、森林資源利用、森林機能強化の取組を支援する。	・越後ふるさと里山林協議会や県と活動組織との橋渡し役として連絡を密にとり、活動が円滑に行えるよう支援する。 活動予定組織：5団体 活動予定面積：25.7ha	・越後ふるさと里山林協議会や県と活動組織との橋渡し役として連絡を密にとり、活動が円滑に行えるよう支援する。 活動組織：5団体 活動面積：25.7ha	A:計画通りに実施し達成		
都市整備課	都市公園整備事業	・平成27年6月に改訂した高田公園基本計画および高田公園短期整備計画に基づき、【交流拠点】【歴史公園】、【観光拠点】の機能を有した「総合公園」として計画的に整備を行う。	36	継続	・高田公園の更なる交流を促進するため、利用者の安全性や魅力を高める施設整備を実施する。	ア 内堀護岸整備 高田城の本来の「土塁」の姿を損なわない景観に配慮した整備を行う。 イ 園路改築 来園者の安全を確保するため、南掘周辺園路の改築を行う。	ア 内堀護岸整備 高田城の本来の「土塁」の姿を損なわない景観に配慮した整備を行った。 イ 園路改築 来園者の安全を確保するため、南掘周辺園路の改築を行った。	A:計画通りに実施し達成		
都市整備課	都市公園整備事業	・五智公園の貴重な自然資源を五感で感じられるよう、【学び】【遊び】【健康】の3つの柱に基づいた整備を行う。	37	継続	・希少な自然資源を保護・保全していくとともに、利用者の利便性と魅力を高めて、自然と調和した都市空間づくりを推進するため、老朽化施設等の施設整備を実施する。	ア 交通公園遊具等更新 遊具 2基 東屋 1基 イ 散策路整備 新池周辺	ア 交通公園遊具等更新 遊具 2基 東屋 1基 イ 散策路整備 新池周辺	A:計画通りに実施し達成		
都市整備課	都市公園整備事業	・市民の憩いとコミュニケーションの場としての公園を、バリアフリーや安全・安心の観点から誰もが利用しやすいよう整備する。	38	継続	・利用者の安全・安心に配慮した施設整備を実施する。	ア 長寿命化計画による遊具の更新撤去 直江津地区 1基 高田地区 4基	ア 長寿命化計画による遊具の更新撤去 直江津地区 2基 高田地区 5基	A:計画通りに実施し達成		

分野：自然環境										
目的：自然と共生した社会を目指す										
基本方針：自然環境の活用										
主要施策：緑地・公園の活用										
担当課	事業名	目的 Plan	事業No.	令和元年度			令和元年度			備考
				取組区分	目標 Plan	実施計画 Plan	実績 (実施内容) Do	目標達成状況 Check	見直し・改善内容	
都市整備課	公園管理費	・市民の憩いやコミュニケーションの場となる都市公園等を安全で安心して利用できる空間とするため、適切な管理を行う。	39	継続	市民の憩いやコミュニケーションの場として、安全・安心に利用できるよう、地域との協働により都市公園の維持管理を実施する。 ア 公園管理事業 イ パーク・パートナーシップ事業 ウ 高田公園樹木保守管理事業	ア 公園管理事業 178公園(264ha)の除草、清掃、樹木管理、遊具修繕等の維持管理を実施する。 イ パーク・パートナーシップ事業 136公園(40.6ha)の街区公園等の管理を町内会等と協働で実施する。 ウ 高田公園樹木保守管理事業 ・高田公園桜長寿命化第二期計画に基づき、日常管理及び計画事業を実施する。(土壌改良:454本、施肥:2185本、高所剪定:225本、伐採:22本、植樹:5本他) ・松くい虫防除対策として薬剤の樹幹注入を実施する。	ア 公園管理事業 175公園(267ha)の除草、清掃、樹木管理、遊具修繕等の維持管理を実施中。 イ パーク・パートナーシップ事業 136公園(40.7ha)の街区公園等の管理を町内会等と協働で実施中。 ウ 高田公園樹木保守管理事業 ・高田公園桜長寿命化第二期計画に基づき、日常管理及び計画事業を実施中。(土壌改良:1,020本、施肥:2049本、高所剪定:230本、伐採:30本、植樹:5本、松くい虫樹幹注入67本他)	A:計画通りに実施し達成	・令和元年12月1日に上越総合運動公園の2.3haを一部供用開始したため、12月までの実績(実施内容)續の178公園264ha→178公園267haに変更 ・公園の区画形状がない、または機能管理外の公園を除外→175公園	
農政課	自然循環型農業推進事業	・化学肥料及び化学合成農薬の使用を地域慣行基準より5割以上低減する栽培とあわせて行う地域温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い取組及び有機農業の取組を行う農業者に対して支援する。	40	継続	・「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律」に基づき、化学肥料・化学合成農薬を5割以上低減する取組と合わせて、堆肥の施用や冬期灌水など、地域温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い営農活動に取り組み農業者団体等を支援する。	取組団体:74団体 取組面積:1,231ha	取組団体:56団体 取組面積:921ha ※未達成の主な理由 干ばつや長雨の影響等により取組が行えず減少したものの。	C:目標に基づき実施したが未達成	・令和2年度以降の2期対策に向けて、制度周知を図り、取組面積の拡大を目指す。	
分野：地球環境										
目的：低炭素社会を目指す										
基本方針：地球温暖化対策の推進										
主要施策：省エネルギーの推進										
担当課	事業名	目的 Plan	事業No.	令和元年度			令和元年度			備考
				取組区分	目標 Plan	実施計画 Plan	実績 (実施内容) Do	目標達成状況 Check	見直し・改善内容	
環境保全課	環境政策総務事業(省エネルギーの推進)	・地球温暖化対策を推進する取組を具体的に推進し、普及・啓発を行う。	41	継続	〈事務事業編〉 ・国が掲げた温室効果ガスの削減目標(2030年度までに2013年度比で40%削減)を達成するため、第2次財政計画(改訂版)及び公共施設等総合管理計画(基本方針)との整合を図りながら、市役所における温室効果ガスの排出量及びエネルギー使用量について前年度比2%ずつ削減する。 ・ノーカーデー実施職員の割合100% ・グリーン購入不適合品目数 0品目 〈区域施策編〉 ・地球温暖化対策を推進するため、ホームページや環境イベント等で実行計画や取組事例を周知する。	〈事務事業編〉 ・PCAサイクル(JMS)を活用し、温室効果ガス排出量削減への取組を具体的に推進、普及させ、部局ごとに進捗管理を行う。効果的かつ効果的な手法により設備更新及び運用を行うとともに、職員一人一人の日常業務における温室効果ガス排出量の削減に寄与する事務事業編の取組を強化する。 ・ノーカーデー実施手順書の策定及び実施を依頼し、実績を管理する。 ・グリーン購入基本方針・調達方針の策定、周知を行う。 地方公共団体カーボン・マネジメント強化事業 ・2030年度に2013年度比で温室効果ガス40%減を達成するため、公共施設における省エネ化体制の調査・検討を行う。	〈事務事業編〉 ・各課等に令和元年度の温室効果ガス排出量算定のため、エネルギー使用量の入力を依頼済(4月10日付) ・12月末までの実績に前年度の実績を加えた排出量見込では当初の排出目標を達成している。 ・地球温暖化対策実行計画に基づく温室効果ガス排出量(H30年度分)について公表済(3/11HP掲載) ・ノーカーデー実績 合計:105.8% ・グリーン購入不適合品の購入 0件 ・地方公共団体カーボン・マネジメント強化事業 計画どおり実施し、設備更新を行った。今後3年間実績報告を行う。 〈区域施策編〉 ・広報上越 ・環境フェア等のイベントによる啓発 ・地球温暖化対策実行計画に基づく温室効果ガス排出量(H28年度分)について公表済(3/11HP掲載)	A:計画通りに実施し達成		
市民安全課	街灯整備・維持管理事業	・町内会が管理する防犯灯をLED化する工事に要する費用の一部を補助し、LED化を推進することにより、消費電力及び二酸化炭素排出量の削減を図る。	42	継続	・町内会が管理する防犯灯のLED化率を75%以上とする。	・防犯灯LED化補助金の交付(随時受付)	・町内会管理の防犯灯LED化率 71.2% ※防犯灯LED化補助金活用実績 1,990灯、13,955千円(決定額) ※その他の事業でのLED化実績 地域活動支援事業 42灯	C:目標に基づき実施したが未達成	当初令和元年度末で制度終了を予定していたが、LED化の進捗状況を鑑み、令和4年度末まで延長することとし、令和4年度末のLED化率90%を目標に計画的に進捗を図る。	

分野：地球環境										
目的：低炭素社会を目指す										
基本方針：地球温暖化対策の推進										
主要施策：省エネルギーの推進、再生可能エネルギーの導入										
担当課	事業名	目的 Plan	事業No.	令和元年度			令和元年度			備考
				取組区分	目標 Plan	実施計画 Plan	実績（実施内容） Do	目標達成状況 Check	見直し・改善内容	
環境保全課	省エネルギー・新エネルギー普及推進事業	・上越市の貴重な資源であり、特徴である「雪」を活用し、加工食品や農産物の雪中貯蔵商品開発や雪を利用した事業展開を支援し、雪冷熱エネルギーの利用による環境負荷の低減と再生可能エネルギーの導入を促進する。	43							
環境保全課	省エネルギー・新エネルギー普及推進事業	・新エネルギーシステム設置費補助 ・地球温暖化対策を地域で推進するため、市民が取り組める省エネルギーや再生可能エネルギーの普及啓発及び導入の促進を行う。 ・住宅用太陽光発電システム及びベレットストーブ設備の設置に対する支援を行う。	44	終了	-	-				
環境保全課	風力発電事業	・風力発電施設を適切に管理し、新エネルギーの一つである風力発電の有用性を市民に周知することにより、新エネルギーの普及及び二酸化炭素排出量抑制の啓発を図る。	45	縮小	・風力発電施設を適切に管理し、新エネルギーの一つである風力発電の有用性を市民に周知することにより、新エネルギーの普及及び二酸化炭素排出量抑制の啓発を図る。 ・発電電力量（売電電力量）の確保	・発電電力量（売電電力量） 395,416kWh（378,413kWh） ※1基（3号機）の過去5年平均 ※2号機は部品の不具合により名立機は、ブレードの損傷により復旧の目途がたないことから、計画から除外	・発電電力量（売電電力量） 502,754kWh（454,210kWh） ※3号機実績 ・風力発電施設を適切に管理し、発電電力量（売電電力量）の確保を図った。	A:計画通りに実施し達成		
生活排水対策課	下水道センター運営管理費	・下水汚泥の消化により発生する消化ガスのうち、未利用となっていたガスを用いて発電施設を稼働させることで電気と温水を発生させ、それを場内で利用し二酸化炭素の排出抑制に努める。	46	継続	・これまでの下水道センター運搬管理に加え、消化ガス発電による電力を場内で使用することで、二酸化炭素排出量の抑制を図る。 （年間発電量1,248,000kWh） ・また、施設見学等の来場者に、消化ガス発電施設を見学していただくとともに、バイオマス燃料を利用することで地球温暖化対策に寄与していること等について説明し、啓発を図る。	・消化ガス発電を適切に管理する。 ・施設見学等の申込みを受け入れ、来場者に説明をする。	・年間発電量1,500,512kWh ・年間見学者数 大人…52人 子ども…515人	A:計画通りに実施し達成		

分野：地球環境										
目的：低炭素社会を目指す										
基本方針：地球温暖化対策の推進										
主要施策：拠点形成と交通ネットワークの構築										
担当課	事業名	目的 Plan	事業No.	令和元年度			令和元年度			備考
				取組区分	目標 Plan	実施計画 Plan	実績（実施内容） Do	目標達成状況 Check	見直し・改善内容	
都市整備課	土地利用対策費	・商業、医療、福祉などの都市機能が集積する拠点を維持・形成するとともに、各拠点間や拠点と集落の間を道路やバスなどで結ぶ効率的で環境負荷の低い交通ネットワークの構築に取り組み、人や物の移動などに伴う温室効果ガスの排出の削減を図る。	47	継続	上越市都市計画マスタープランにより、「人や物の移動を支える交通ネットワーク」の構築するため、立地適正化計画に基づき、コンパクトなまちづくりと地域交通の再編との連携による「コンパクトシティ・ブラス・ネットワーク」のまちづくりを推進する。	【高田地区】 ・地元と地区全体のまちづくり方針を立案 ・具体的に施策展開するモデル地区を選定 【直江津地区】 ・庁内検討の開始準備を完了（素案作成）	【高田地区】 ・モデル候補地区の決定（5町内） ・モデル候補地区の町内懇別説明会を実施し、課題の深掘りや課題を解決するための施策の方針検討の実施 【直江津地区】 ・庁内検討を開始するための都市整備課素案を作成	A:計画通りに実施し達成		
主要施策：地産地消の推進										
教育総務課	学校給食での地産地消野菜の使用拡大（予算事業なし）	・学校給食において使用量の多い青果物5品目の地産産（上越産）使用割合を平成30年度までに12%以上にする。	48	継続	・学校給食での地産地消野菜の使用拡大を回り地産地消を推進するため、地域との連携をさらに強化する。	・学校給食において使用量の多い青果物5品目の地産産（上越市産）使用割合 令和元年度目標 13%	・学校給食での地産地消野菜の使用拡大に努めた。 ・学校給食において使用量の多い青果物5品目の地産産（上越市産）使用割合 令和元年度実績 18.1%	A:計画通りに実施し達成		
農村振興課	地産地消認定店の拡大（予算事業なし）	・上越産品を積極的に取り扱う小売店・飲食店などを応援する地産地消推進の店認定事業により、地産品の農林水産物を食す機会を増やすとともに、「上越の食育」のホームページをはじめ、様々な媒体や機会を捉え、地域の食文化や食文化の情報提供を行うことで、市民の地産地消の意識の醸成を図る。	49	継続	・地産地消推進の店の認定数を令和元年度までに165店にする。 ・地産地消推進の店認定数（令和元年度）165店	・地産地消推進の店の認定数（令和元年度）165店	・地産地消推進の店の認定数（令和元年度）167店	A:計画通りに実施し達成		

分野：環境学習

目的：豊かな環境を継承する社会を目指す

基本方針：環境啓発の推進

主要施策：環境学習の推進と事業者支援

担当課	事業名	目的 Plan	事業No.	令和元年度		令和元年度		備考	
				取組区分	目標 Plan	実施計画 Plan	実績（実施内容） Do		目標達成状況 Check
環境保全課	環境学習施設管理運営事業（学習・啓発）	・市民及び事業者が環境保全に対する理解を深めるとともに、自主活動の意欲を高めるため、環境に関する総合的な学習の場を提供する。	50	縮小	・環境イベントへの出展や環境講座等の実施補助、環境情報の発信を行い、市民及び事業者の環境保全に対する理解を深めるとともに、活動の意欲を高める機会を提供する。 ・環境イベント及び環境講座等参加者数：2,500人	同左	・環境イベント等参加者数 3,641人 <内訳> ・環境イベント 3,141人 ・環境出前講座（科学館）500人	A:計画通りに実施し達成	
環境保全課	環境学習施設管理運営事業（地球環境学校）	・市民及び事業者の環境保全に対する理解を深めるとともに、自主的な活動を喚起するため、環境に関する総合的な学習の場を提供する。	51	継続	・中ノ俣の自然や、そこに暮らす人々の知恵と心に触れる自然体験学習を中心に、総合的な環境学習の場を提供する。 ・自然体験プログラムの実施 ・プログラム利用者数：2,600人	同左	・プログラム利用者数 2,609人	A:計画通りに実施し達成	
生活環境課	ごみ焼却施設管理運営費	・全市域から排出される資源化できないごみを、ごみ焼却処理施設において環境排出基準を維持しながら、焼却処理することにより減容化するとともに、焼却灰等の埋立基準に適合するよう適正処理を行う。	52	継続	・施設見学者数：800人（上越市クリーンセンター）	・市内小学校への施設見学会の依頼 ・6月末までに依頼 ・依頼校数 51校	・施設見学者数 1,891人	A:計画通りに実施し達成	
生活環境課	し尿処理事業	・全市域から汚泥リサイクルパークに搬入されるし尿、浄化槽汚泥を廃棄物の処理及び清掃に関する法律や水質汚濁防止法に基づき適正に処理し、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図る。	53	継続	・施設見学者数：250人（汚泥リサイクルパーク）	・市内小学校への施設見学会の依頼 ・6月末までに依頼 ・依頼校数 51校	・施設見学者数 338人	A:計画通りに実施し達成	
農林水産整備課	林業総務費	・各種林業関連協議会への負担金や森林・環境保全活動団体への補助金を交付する。 ・上越地域治山林道協議会などへの負担金を交付する。 ・森と緑の感謝祭実行委員会（上越市と妙高市で開催）へ負担金を交付する。 ・上越緑の少年団育成会補助金を交付する。 ・緑化推進を図る。	54	継続	環境に関する講座の参加者数を5,790人以上にする。（農林水産整備課分） ※少年団員の減少に伴い、活動に参加する団員の人数が減少するため。（今年度少年団員数：13名、昨年度少年団員数：24名）	・自然観察、トレッキングツアーなど里山を活かしたイベントの開催 ・体験活動等を通じた教育カリキュラムの充実	環境関連講座等参加者数：156人（上越緑の少年団）	C:目標に基づき実施したが未達成 緑の少年団の団員数は減少傾向にあり、昨年度と比較して半数程度に減少した。 また、計画していたサマーキャンプと森と緑の感謝祭が荒天により中止となったため、参加者数の目標を達成することができなかった。 来年度は緑の少年団の団員を増加させるため、募集期間を1週間延長し、イベントの際にも随時入団を呼びかける。	
農林水産整備課	くわどり市民の森の維持管理及び運営	・豊かな自然を活用した環境学習や林業体験を実施し、森林保全の重要性を普及啓発するため、施設の維持管理及び運営を行う。	55	継続	環境に関する講座の参加者数を5,790人以上にする。（農林水産整備課分）	・自然観察、トレッキングツアーなど里山を活かしたイベントの開催 ・体験活動等を通じた教育カリキュラムの充実	くわどり市民の森来場者数：5,219名	C:目標に基づき実施したが未達成 天候不順により、施設の営業日数が例年と比較して減少し、台風災害等で施設へのアクセス道が被災したため、例年より来場者数が減少した。 来年度は、市民の森のイベントをSNSで周知し、好天時の来場者数を増加させる。	
農林水産整備課	二貫寺の森管理運営費	・自然観察会やイベントを行うとともに、二貫寺の森維持管理組織の「二貫寺の森保全会」と協働による管理運営を行う。	56	継続	環境に関する講座の参加者数を5,790人以上にする。（農林水産整備課分）	・自然観察、トレッキングツアーなど里山を活かしたイベントの開催 ・体験活動等を通じた教育カリキュラムの充実	環境関連講座等参加者数：100人（二貫寺の森）	C:目標に基づき実施したが未達成 イベントの周知を2週間早めることで申し込み期間に余裕を持たせ、参加者数の増加を図る。	

分野：環境学習										
目的：豊かな環境を継承する社会を目指す										
基本方針：環境啓発の推進										
主要施策：環境学習の推進と事業者支援										
担当課	事業名	目的 Plan	事業No.	令和元年度			令和元年度		備考	
				取組区分	目標 Plan	実施計画 Plan	実績（実施内容） Do	目標達成状況 Check		見直し・改善内容
社会教育課	謙信KIDSプロジェクト	・地域資源や地域の人材を活用した体験活動を通して、子どもたちの興味・関心を高めるとともに、異学年・異学校の子どもの交流を推進し、協力し合う力、自主的な行動力、コミュニケーション能力を育成する。	57	継続	・社会教育事業で自然体験、環境学習に関する講座の参加者数を令和元年度までに累計で1,185人以上にする。	・市内の多様な自然環境の中での体験活動の実施 ・全18講座22コースのうち、「しぜん」「ゆき」「海」の3講座4コースを対象とする。	・しぜん 7/6 17人参加 9/28 19人参加 7/27 14人参加 10/19 9人参加 11/16 17人参加 ・ゆき 1/12 15人参加 2/23 15人参加 2/2 13人参加 ・海 7/27 19人参加 9/28 19人参加 11/23 20人参加 ・環境関連講座等参加者数：177人	A:計画通りに実施し達成		
主要施策：市民、事業者との協働による取組の推進										
環境保全課	環境政策総務事業（環境基本計画の推進）	・第3次環境基本計画の実施内容を市民等に対して広く周知し、環境施策を推進する。	58	継続	・第3次環境基本計画に掲げる「望ましい環境像」の実現に向けて環境全般に関する施策を推進する。	・環境関連事業の取組について目標の進捗を確認。	8月末、12月末、3月末までの進捗状況及び実績を取りまとめ、庁内に周知をおこなった。 令和2年度の目標及び計画の策定、新規追加事業の報告について各課に依頼	A:計画通りに実施し達成		
環境保全課	環境政策総務事業（環境政策審議会）	・環境基本計画の策定、環境の保全や廃棄物の減量等に対することについて、学識経験者、関係行政機関、事業者等の専門家や公募に応じた市民からの意見を環境施策に反映させるため、環境政策審議会を開催する。	59	継続	・環境政策審議会の開催 環境基本計画の策定、環境の保全や廃棄物の減量等に対することについて、学識経験者、関係行政機関、事業者等の専門家や公募に応じた市民からの意見を環境施策に反映させるため、環境政策審議会を開催する。	・環境政策審議会の開催 環境関連事業の進捗状況や環境施策に関する事など、審議が必要と思われる事案がある際に会議を開催し、外部委員の幅広い知見からの意見を、事業や施策に反映させる。	10月30日 第2回環境政策審議会（生活環境課） 議事内容 (1)上越市一般廃棄物処理基本計画の改定について (2)市からの諮問について (3)その他 11月28日 第3回環境政策審議会（生活環境課） 議事内容 (1)上越市環境政策審議会委員からの意見等について (2)上越市一般廃棄物処理基本計画【改定版】（案）修正後について (3)審議会からの答申について (4)その他	A:計画通りに実施し達成		
環境保全課	環境マネジメントシステム事業	・上越市環境マネジメントシステム（JMS）を活用し、市の環境問題への取組を具体的に実践する。	60	統合	環境政策総務事業に統合（事業No. 41）					
主要施策：市民、事業者との協働による取組の推進										
環境保全課	環境政策総務事業（エコアクション21）	・環境省が定めた環境マネジメントシステム「エコアクション21」の普及プログラム「自治体イニシアティブ・プログラム」を通じ、事業者へのシステムの普及啓発を図り、「エコアクション21」認証取得を支援する。 ・団体同士のネットワークづくり等により、環境団体等との連携を強化し、各団体主体の環境学習の取組を支援する。	61	継続	・「エコアクション21」の普及プログラム「自治体イニシアティブ・プログラム」を通じて、事業者へのシステムの普及啓発を図り、「エコアクション21」認証取得を支援する。また、企業訪問を行い制度の周知を行う。 ・環境団体等との連携強化や団体同士のネットワークづくりによる新たな環境学習の取組をスタートさせる。	・「自治体イニシアティブ・プログラム」に参加し、市内事業者にて「エコアクション21」認証取得支援を行う。 ・「エコアクション21」認証取得促進のための周知 ・広報上越 7/1号掲載予定 ・上越商工会議所 会員向けメールマガジン、企業訪問 ・自治体イニシアティブ・プログラムの実施（8月上旬開始予定） ・環境団体とのミーティング、学習会を開催し、今後の取組について協議する。	・自治体イニシアティブ・プログラムについて、計画どおり周知活動を行ったが、同プログラムの受講を希望する事業者が現れず、中止となった。 ・7月及び9月に環境団体との情報交換会を実施し、環境学習の現状や課題について議論を交わすことができた。連携強化やネットワークづくりに向けた取組を進めることができた。	A:計画通りに実施し達成		

令和元年度 廃棄物処理法、大気汚染防止法等の法令遵守状況

1 法規制監視測定件数

令和元年度における法令遵守状況は、測定数 2,160 件であり、法基準値及び自主基準値ともに不適合はありません。

法令の名称	適用項目	対象施設等		測定数	適合数	法 基準値 不適合	自主 基準値 不適合
		名称	数				
廃棄物処理法ほか	浸出水、地下水	一般廃棄物最終処分場 (薬師山埋立地 ほか)	4	39	39	0	0
廃棄物処理法	汚泥、焼却灰及びばいじん	一般及び産業廃棄物 (上越市クリーンセンターほか)	11	99	99	0	0
大気汚染防止法	ばい煙	廃棄物焼却炉、ボイラー (上越市クリーンセンターほか)	14	23	23	0	0
悪臭防止法ほか	悪臭	悪臭原因物 (上越市クリーンセンター、汚泥リサイクルパーク)	2	3	3	0	0
騒音規制法ほか	騒音	圧縮機、ポンプ、送風機等 (柿崎コミュニティプラザ、雁木通りプラザほか)	73	90	90	0	0
振動規制法ほか	振動	圧縮機、ポンプ、送風機等 (教育プラザ、高田図書館ほか)	41	58	58	0	0
水質汚濁防止法ほか	排水ほか	排水処理施設 (下水道センター、農業集落排水処理施設ほか)	56	616	616	0	0
下水道法	排水	下水処理施設 (下水道センター、浄化センター)	7	84	84	0	0
ダイオキシン類対策特別措置法	排ガスほか	上越市クリーンセンター	1	6	6	0	0
労働安全衛生法	ダイオキシン類	廃棄物焼却炉 (上越市クリーンセンター)	1	2	2	0	0
肥料取締法	有害物質	汚泥肥料 (汚泥リサイクルパーク)	1	1	1	0	0
県公衆浴場の配置、衛生措置の基準条例	水質	浴槽水 (ユートピアくびき希望館、八千浦交流館はまぐみ)	2	18	18	0	0
フロン排出抑制法	第1種特定製品	エアコン等	294	1,121	1,121	0	0
計			507	2,160	2,160	0	0

令和2年度環境関連事業の取組について

上越市第3次基本計画に基づく取組を継続し、環境関連事業の進捗管理を行い、環境施策の推進を図ります。令和2年度においては、令和元年度までに事業が終了もしくは統合した5事業を除いたうえで、新たに1事業を追加し、全57事業について、進捗管理を行う。

1 上越市の環境施策

望ましい環境像を実現するため、分野別に基本方針を定め、その方針に基づき主要施策を展開していきます。



2 令和2年度における環境関連事業の進捗管理

(1) 新規追加事業

担当課	事業No.	事業名	目的	目標	実施計画
環境保全課	46	環境政策総務事業(学習・啓発)	<ul style="list-style-type: none"> 食品ロスや海洋プラスチックごみ等の新たな環境課題への対策として、講座や集客施設等での情報発信、啓発活動を実施する。 環境団体との連携による啓発活動の強化する。 	<ul style="list-style-type: none"> 食品ロスや海洋プラスチックごみ等の新たな環境課題に対し、環境イベントへの出展や環境学習会を実施し、広く環境情報を発信し市民の意識啓発を行う機会を設ける。 環境団体との連携を強化やネットワークづくりのため、情報交換会を開催する。また、団体の協力を得て環境学習会を開催する。 	<ul style="list-style-type: none"> 環境イベントにおいて、うみがたりや環境団体と連携した海洋ごみ対策の展示や講座を開催し、啓発活動を実施する。 食品ロスに対する意識啓発のため、のぼり旗を作成し、食にまつわるイベントでの啓発を行う。 環境団体との更なる連携強化を図るため、議題を決め定期的に情報交換会を開催する。 環境団体に講師を依頼し、環境イベント等にあわせ学習会を実施する。

○全57事業一覧

分野	基本方針	取組主管課	事業	事業No.	令和2年度	
					取組区分	備考
生活環境:快適な生活空間を確保した循環型社会を目指す						
環境汚染の防止						
		環境保全課	大気汚染対策事業	1	継続	
		環境保全課	騒音・振動対策事業	2	継続	
		環境保全課	水質汚濁対策事業	3	継続	
		生活環境課	し尿処理事業	4	継続	
		生活環境課	し尿処理事業	5	継続	
		生活排水対策課	生活排水対策事業	6	継続	
		環境保全課	地盤沈下対策事業	7	継続	
		環境保全課	放射線量の周知等	8	継続	
生活環境の維持・向上						
		生活環境課	清掃総務管理費	9	継続	
		生活環境課	ごみ収集運搬事業	10~13	継続	
		生活環境課	ごみ処理対策事業	14	継続	
		生活環境課	ごみ処理対策事業	-	廃止	平成29年度 廃止
		生活環境課	ごみ処理対策事業	16~17	継続	
		生活環境課	ごみ焼却施設管理運営費	18	継続	
		生活環境課	ごみ焼却施設管理運営費	-	継続	平成29年度 廃止
		生活環境課	資源物分別収集事業	19~23	継続	
		生活環境課	生活環境保全美化対策事業	24~27	継続	
		都市整備課	景観デザイン事業	28	継続	
自然環境:自然と共生した社会を目指す						
自然環境との共生						
		環境保全課	自然環境保全推進事業	29	継続	
		環境保全課	鳥獣保護管理事業	30	拡充	
		環境保全課	環境政策総務事業(環境影響評価会議)	31	継続	
自然環境の活用						
		農林水産整備課	くわどり市民の森維持管理及び運営事業	32	継続	
		農林水産整備課	森林保育管理事業	33	継続	
		都市整備課	都市公園整備事業	34~36	継続	
		都市整備課	公園管理費	37	継続	
		農政課	自然循環型農業推進事業	38	継続	
地球環境:低炭素社会を目指す						
地球温暖化対策の推進						
		環境保全課	環境政策総務事業(省エネの推進)	39	継続	
		市民安全課	街灯整備・維持管理事業	40	継続	
		環境保全課	省エネルギー・新エネルギー普及推進事業	-	統合	平成30年度 統合
		環境保全課	風力発電事業	41	継続	平成30年度 廃止
		生活排水対策課	下水道センター運転管理費	42	継続	
		都市整備課	土地活用対策費	43	継続	
		教育総務課	学校給食での地産野菜の使用拡大	44	継続	
		農村振興課	地産地消認定店の拡大	45	継続	
環境学習:豊かな環境を継承する社会を目指す						
環境啓発の推進						
		環境保全課	環境政策総務事業(学習・啓発)	46	新規	
		環境保全課	環境学習施設管理運営事業	47	継続	
		生活環境課	ごみ焼却施設管理運営費	48	継続	
		生活環境課	ごみ焼却施設管理運営費	49	継続	
		生活環境課	し尿処理事業	50	継続	
		農林水産整備課	林業総務費	51	継続	
		農林水産整備課	くわどり市民の森の維持管理及び運営	52	継続	
		農林水産整備課	二貫寺の森管理運営費	53	継続	
		社会教育課	誠信KIDSプロジェクト	54	継続	
		環境保全課	環境政策総務事業(計画の推進)	55	継続	
		環境保全課	環境政策総務事業(政策審議会)	56	継続	
		環境保全課	環境マネジメントシステム事業	-	統合	令和元年度 統合
		環境保全課	環境政策総務事業(エコアクション21)	57	継続	

○令和2年度 環境関連事業(個表)

分野：生活環境

目的：快適な生活空間を確保した循環型社会を目指す

基本方針：環境汚染の防止

主要施策：大気汚染の防止

担当課	事業名	目的 Plan	事業No.	令和2年度		備考
				取組区分	実施計画 Plan	
環境保全課	大気汚染対策事業	大気汚染（光化学オキシダント、PM2.5）の常時監視情報を市民に周知するほか、悪臭による相談や苦情があった場合、速やかに現地確認などを行い、必要に応じ臭気測定を実施する。	1	継続	<ul style="list-style-type: none"> ・大気汚染物質（光化学オキシダント、PM2.5）の濃度が高まり健康被害が生じる恐れがある場合には、速やかに市民に情報提供、注意喚起を実施する。 ・異状時に備え、県の観測記録を定時確認（1日2回）する。 ・大気汚染物質の濃度が高まり健康被害が生じる恐れがある場合、速やかに市民に情報提供、注意喚起を実施する。 ・悪臭による相談や苦情があった場合、速やかに現地確認などを行い、解決に向けて対応する。 ・大気汚染物質の濃度が高くなる時期に合わせ、周知を行う（広報上越：2月、6月） 	

主要施策：騒音・振動、悪臭の防止

環境保全課	騒音・振動対策事業	<p>高速道路や幹線道路などにおいて自動車騒音の測定を実施し、環境基準の達成状況を把握するとともに、基準を超過した際には施設管理者に対し、速やかな改善を求める。</p> <p>新幹線沿線において列車走行音の測定を実施し、新幹線騒音の音源対策の進捗と今後の騒音の経過について監視を行う。</p>	2	継続	<ul style="list-style-type: none"> ・事業場の騒音・振動が規制基準を超過した場合に、指導により改善された割合：100% ・高速道路や幹線道路などにおいて自動車騒音の測定を実施し、環境基準の達成状況を把握するとともに、基準を超過した際には施設管理者に対し、速やかな改善を求める。 ・高速道路騒音の測定（6～7月）、自動車騒音の測定（11～12月） ・環境騒音の測定を実施し、基準の超過を確認した場合、道路管理者等に改善を求める。 ・環境騒音の測定（11月～12月） ・新幹線騒音に対し音源対策工事が行われたことから、効果等を把握するため市内2地点（県：3地点）で測定を実施する。 ・新幹線騒音の測定（10月） 	
-------	-----------	--	---	----	---	--

主要施策：水質保全・排水処理対策の推進

環境保全課	水質汚濁対策事業	<p>河川、海域、湖沼の水質等の水質等測定により環境基準の達成状況などを監視するほか、水質汚濁防止法に基づく特定事業場の排水調査により排水基準の遵守状況などを把握する。</p> <p>冬期前後に多発する油流出事故を抑止するため、市民及び事業者に対し計画的に注意喚起を図る。</p>	3	継続	<ul style="list-style-type: none"> ・水質汚濁防止法に基づく特定事業場の排水が、環境基準を超過した場合に、指導により改善された割合：100% ・河川、海域、湖沼の水質等の水質等測定により環境基準の達成状況などを監視するほか、水質汚濁防止法に基づく特定事業場の排水調査により排水基準の遵守状況などを把握する。 ・冬期前後に多発する油流出事故を抑止するため、市民及び事業者に対し計画的に注意喚起を図る。 ○各種測定 ・河川等の水質測定（4～3月） ・事業場の排水調査（4～3月） ○意識啓発 ・注意喚起の実施（広報上越：11月、FM放送：11～12月） 	
生活環境課	し尿収集事業	市内全域のし尿をくみ取り、清潔な生活環境を保持する。	4	継続	<ul style="list-style-type: none"> ・市内全域のし尿をくみ取り、利用者からの汲取り依頼を滞滞なく実施するとともに、業者に委託し、適切にし尿の収集運搬を行い清潔な生活環境の保持を図る。 ・非水洗化トイレ及び仮設トイレから発生するし尿を収集し、汚泥リサイクルパークへ搬入し清潔な生活環境の保持に努める。 <p>収集量 6,104kl</p>	
生活環境課	し尿処理事業	全市域から汚泥リサイクルパークに搬入されるし尿、浄化槽汚泥を廃棄物の処理及び清掃に関する法律や水質汚濁防止法に基づき適正に処理し、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図る。	5	継続	<ul style="list-style-type: none"> ・全市域から汚泥リサイクルパークに搬入されるし尿、浄化槽汚泥を廃棄物の処理及び清掃に関する法律や水質汚濁防止法に基づき適正に処理し、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図る。 汚泥リサイクルパークに搬入されるし尿、浄化槽汚泥を適正に処理する。 <p>し尿 : 6,104kl 浄化槽汚泥 : 46,260kl 合計 : 52,364kl</p>	
生活排水対策課	生活排水対策事業	<p>公共下水道、農業集落排水は、市民生活に密着した生活関連基盤施設であることから、引き続き下水道汚水管渠の着実な整備を進めるとともに、戸別訪問の実施により接続率の向上を図る。</p> <p>合併処理浄化槽の設置については、循環型社会形成推進交付金を活用するほか、市の補助金交付制度により設置者の負担軽減を図るなど設置推進に努める。</p>	6	継続	<ul style="list-style-type: none"> ・汚水衛生処理率86.4% ・下水道汚水管渠の整備を着実に進めるとともに、未接続世帯への戸別訪問を実施する。 ・合併処理浄化槽の処理能力は下水道等と同等であることを周知するとともに、合併処理浄化槽設置費補助制度の利用を促し、合併処理浄化槽の設置を進める。 	

分野：生活環境

目的：快適な生活空間を確保した循環型社会を目指す

基本方針：環境汚染の防止

主要施策：地下水の保全、土壌汚染の防止

担当課	事業名	目的 Plan	事業No.	令和2年度			備考
				取組区分	目標 Plan	実施計画 Plan	
環境保全課	地盤沈下対策事業	県と共同で、地下水位・地層収縮量の観測を行うとともに、水位の低下状況に応じて、地盤沈下注意報（警報）を発令し、地下水の節水啓発を図り地盤沈下の防止に努める。 揚水設備設置者を対象とする研修会を開催するほか、新規設置に伴う事前届出などについて、市民及び設置請負事業者に周知徹底する。	7	継続	新設の揚水設備における降雪感知器の設置割合：90%以上	<ul style="list-style-type: none"> ・国、県と共同で行う水準測量において、2級路線77km（計画距離）の調査を行う。 ・県と共同で、地下水位、地層収縮量の観測を行う（12月～3月の毎日）とともに、水位の低下状況に応じて地盤沈下注意報（警報）が発令された際は、地下水の一層の節水啓発を図り地盤沈下の抑制に努める。 ・揚水設備設置届出者に対する節水型降雪感知器の設置勸奨等（通年：100件程度） ・県と共催で揚水設備設置者研修会の開催（11月下旬）、広報上越、市ホームページ、広報車等による節水啓発を行う。 	
環境保全課	放射線モニタリング情報の周知等（予算事業なし）	・上越地域消防事務組合管内の各消防署で測定された空間線量率について、毎月広報で公表する。	8	継続	・上越地域消防事務組合管内の各消防署で測定された空間線量率について、毎月広報上越で公表する。	・上越地域消防事務組合管内の各消防署で測定された空間線量率を、毎月広報上越で公表する。	

基本方針：生活環境の維持・向上

主要施策：ごみの適正処理の推進

生活環境課	清掃総務管理費	・各種団体の活動への支援を通じて、市内の生活環境の保全を図る。	9	継続	・市民の自主的な地区衛生活動や生活環境の向上に取り組んでいる生活環境協議会の活動に対し運営経費の一部を補助し、環境美化と意識向上を図る。	・各区（板倉区は除く）及び合併前上越市の生活環境協議会に対し補助金を交付し、活動を支援する。	
生活環境課	ごみ収集運搬事業	・家庭ごみ（燃やせるごみ、燃やせないごみ）の収集運搬及び中間処理を適正に行うことにより、生活環境の保全を図る。	10	継続	・家庭ごみ（燃やせるごみ、燃やせないごみなど）の収集運搬を適正に行うことにより、生活環境の保全を図る。	同左	
生活環境課	ごみ収集運搬事業	・家庭ごみ（燃やせるごみ、燃やせないごみ）の収集運搬及び中間処理を適正に行うことにより、生活環境の保全を図る。	11	継続	○燃やせないごみ中間処理業務委託 ・燃やせないごみを中間処理施設にて破碎し、資源物（金属類等）を選別した後に、残渣をクリーンセンターへ搬入する。 ・処理量（見込み）：3,053.9t ・残渣運搬量（見込み）：2,473t	同左	
生活環境課	ごみ収集運搬事業	・家庭ごみ（燃やせるごみ、燃やせないごみ）の収集運搬及び中間処理を適正に行うことにより、生活環境の保全を図る。	12	継続	・家庭ごみ有料化事業 家庭ごみ指定袋を作成するとともに、保管・配達業務を実施する。 3歳未満児の属する世帯へ指定袋引換券を無償配布し、子育て世帯への経済的負担を軽減する。	・家庭ごみ用指定袋（11種類）、指定シール（6種類）を作成し、市指定の取扱所で販売する。 ・3歳未満児の属する世帯へ、4月末までに指定袋引換券を無償配布する。 配布予定：3,629人	
生活環境課	ごみ収集運搬事業	・家庭ごみ（燃やせるごみ、燃やせないごみ）の収集運搬及び中間処理を適正に行うことにより、生活環境の保全を図る。	13	継続	・ごみ集積施設設置費補助事業 町内会が行うごみ集積施設の新設修繕に要する費用の一部を補助する。 補助率：1/2 （限度額1基当たり10万円） 交付件数（見込み） 設置等 58件 修繕 19件 合計 77件	同左	

分野：生活環境

目的：快適な生活空間を確保した循環型社会を目指す

基本方針：生活環境の維持・向上

主要施策：ごみの適正処理の推進

担当課	事業名	目的 Plan	事業No.	令和2年度		備考
				取組区分	目標 Plan	
生活環境課	ごみ処理対策事業	・廃棄物の適正な最終処分及び再資源化を進め、生活環境の保全を図る。	14	継続	○最終処分場維持管理費 ・中郷区一般廃棄物最終処分場は、放流水の水質分析等、通常の維持管理に加え、浸出水の水質分析等、施設廃止のための調査を行い、廃止手続きを完了させる。 ・その他の最終処分場等については、通常の維持管理を継続する。	最終処分場の維持管理及び処分場からの放流水、浸出水や観測井戸の水質検査を行う（中郷区については廃止調査項目を合わせて実施）。 ○中郷区一般廃棄物最終処分場 ・4～11月 ・調査結果を取りまとめ、県へ廃止届を提出し、廃止手続きを完了させる。 ○その他最終処分場等 ・柿崎区車地、薬師山：通年 ・三和区宮崎新田：7～9月
生活環境課	ごみ処理対策事業	・廃棄物の適正な最終処分及び再資源化を進め、生活環境の保全を図る。	—	廃止		クリーンセンター供用開始に伴い平成29年度で終了
生活環境課	ごみ処理対策事業	・廃棄物の適正な最終処分及び再資源化を進め、生活環境の保全を図る。	15	継続	○最終処分場整備事業 ・上越市内における最終処分場の整備を目指し、新潟県と情報交換を実施する。 ・県が設置する検討委員会へ出席し、調査地選定作業に協力する。（R2では3回程度開催予定）	同左
生活環境課	ごみ処理対策事業	・廃棄物の適正な最終処分及び再資源化を進め、生活環境の保全を図る。	16	継続	・生活環境作業員18名によるクリーン活動ごみの回収及び処理を実施する。	同左
生活環境課	ごみ焼却施設管理運営費	・全市域からごみ焼却処理施設（上越市クリーンセンター）へ搬入される可燃ごみを廃棄物の処理及び清掃に関する法律や環境基準により適正に処理し、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図る。	17	継続	・可燃ごみ処理量（見込み） 上越市クリーンセンター 47,683トン	同左
生活環境課	廃棄物処理施設整備事業	・既存の廃棄物焼却処理施設の老朽化とごみ質の変化に対応するため、平成29年10月の供用開始を目指して新クリーンセンターを整備する。	—	廃止		クリーンセンター供用開始に伴い平成29年度で終了

主要施策：リサイクルの推進

生活環境課	資源物分別収集事業	・循環型社会の形成に向け、分別収集した資源物の再資源化を推進する。	18	継続	○資源物収集運搬業務委託 ・町内会集積所、資源物常時回収ステーション及びリサイクル推進店から資源物を回収し、リサイクル施設へ搬入する。	・資源物の収集運搬業務を事業者（11社）へ委託する。
生活環境課	資源物分別収集事業	・循環型社会の形成に向け、分別収集した資源物の再資源化を推進する。	19	継続	○分別回収回収品目中間処理業務委託 ・家庭から排出される容器包装やペットボトル等の資源物の中間処理を行う。	・中間処理業務を事業者（9社）へ委託する。
生活環境課	資源物分別収集事業	・循環型社会の形成に向け、分別収集した資源物の再資源化を推進する。	20	継続	○再商品化業務委託 ・容器包装（プラスチック製・紙製）や乾電池などの資源物の再商品化業務を委託し、適正処理を行う。	・再商品化業務を日本容器包装リサイクル協会や事業者へ委託する。
生活環境課	資源物分別収集事業	・循環型社会の形成に向け、分別収集した資源物の再資源化を推進する。	21	継続	・資源物常時回収ステーションの維持管理（床の張替え、ガラス窓の修繕など）及び巡回整理を行う。 ・掲示物の劣化が激しいステーションについては、掲示物の入れ替えを行う。	同左
生活環境課	資源物分別収集事業	・循環型社会の形成に向け、分別収集した資源物の再資源化を推進する。	22	継続	・資源物集積所整備事業 集積所で使用する看板や表示板等を作成し、希望する町内会へ配布する。	・看板や表示板等の作成、配布（見込み） 作製数 1,150（品目表示板、看板、回収箱） 配布 1,150
生活環境課	資源物分別収集事業	・循環型社会の形成に向け、分別収集した資源物の再資源化を推進する。	23	継続	・分別収集した生ごみを民間事業所に搬入し、バイオガスを発生させ污泥乾燥用の燃料や肥料としてリサイクルする。 ・生ごみ量（見込み） 8,222トン以下に抑える	同左

分野：生活環境						
目的：快適な生活空間を確保した循環型社会を目指す						
基本方針：生活環境の維持・向上						
主要施策：環境美化の推進						
担当課	事業名	目的 Plan	事業No.	令和2年度		備考
				取組区分	目標 Plan	
生活環境課	生活環境保全美化対策事業	・町内会等と連携した美化活動や衛生活動のほか、環境パトロール等により、良好な生活環境の保全と衛生環境を確保する。	24	継続	・全市クリーン活動 春、夏、秋に一斉清掃月を設定し、全町内会に参加を呼びかけ、空き缶や散乱ごみなどの回収・清掃活動を実施する。 目標参加人数 60,700人	同左
生活環境課	生活環境保全美化対策事業	・町内会等と連携した美化活動や衛生活動のほか、環境パトロール等により、良好な生活環境の保全と衛生環境を確保する。	25	継続	・市道側溝土砂収集運搬事業 町内会が清掃した市道側溝の土砂を収集運搬する。	・実施内容（見込み） 対象町内会 171町内 収集量 290トン
生活環境課	生活環境保全美化対策事業	・町内会等と連携した美化活動や衛生活動のほか、環境パトロール等により、良好な生活環境の保全と衛生環境を確保する。	26	継続	・不法投棄の監視及び野焼きへの指導を行う。 ・不法投棄物やポイ捨てごみの早期発見・早期対応を行う。・ごみ集積所や常時回収ステーションの巡回、排出物の整理・指導を行い、必要に応じ、現場にて市民へ適正排出を指す。 ・日本郵政株などと連携し、不法投棄物の早期発見体制を確立し、適正処理の推進及び不法投棄発生による便乗ごみ防止を図る。	同左
生活環境課	生活環境保全美化対策事業	・町内会等と連携した美化活動や衛生活動のほか、環境パトロール等により、良好な生活環境の保全と衛生環境を確保する。	27	継続	・ごみヘルパー事業 障害や高齢などの理由でごみの分別や集積所への排出が困難な世帯へ、町内会等と連携してヘルパーを派遣する。	・実施内容（見込み） ヘルパー委嘱人数 45人 支援世帯数 47世帯
主要施策：景観形成の推進						
都市整備課	景観デザイン事業	・地域の特性を生かした景観づくりを推進するため、平成21年度に策定した景観計画に基づき、以下の事業に取り組み。 ・届出制度の実施 ・景観アドバイザー制度の実施 ・景観審議会の実施 ・景観情報紙の発行 ・景観セミナーの開催 ・その他事業内容に関する啓発の取組の実施	28	継続	・景観アドバイザーからの助言や届出制度の実施により、周辺地域との調和を図り、公共施設及び民間施設の景観の向上を推進する。 ・その他、特徴的な景観が残る地域を対象に、地域住民と協働して景観まちづくり活動に取り組み。	・景観審議会の開催 ・景観アドバイザーによる建築物等へのアドバイス実施（11回/年） ・届出制度の運用（随時） ・南本町三丁目の景観まちづくり活動の支援

分野：自然環境の活用						
目的：自然と共生した社会を目指す						
基本方針：自然環境との共生						
主要施策：生物多様性の保全						
担当課	事業名	目的 Plan	事業No.	令和2年度		備考
				取組区分	目標 Plan	
環境保全課	自然環境保全推進事業	<ul style="list-style-type: none"> 良好な自然が残る地域を自然環境保全地域に指定することで、希少な動植物の生息環境の保全を進める。 良好な自然環境が残る地域などを周知し、市民等の環境保全意識の高揚につなげる。 	29	継続	<ul style="list-style-type: none"> 自然環境保全地域を1か所指定する。 	<ul style="list-style-type: none"> 自然環境保全推進委員会を開催し、自然環境保全地域の指定等について検討する。 自然環境調査・監視員による保全地域等の巡回や現況調査等を行う。 頸北の池沼群を自然環境保全地域に指定するとともに、次期指定候補地の選定に向け、現地調査や情報収集等を行う。 自然環境保全地域等で、地域の団体等が行う保全活動の支援を行う。 保全地域の指定に併せ、看板の設置や市ホームページへの掲載を行い、周知を図る。
環境保全課	鳥獣保護管理事業	<ul style="list-style-type: none"> 野生鳥獣による農作物被害を防止するため、適切に有害鳥獣捕獲許可を交付するほか、人身被害を防止するため大型鳥獣が出没した際には警察及び市内の猟友会支部などと連携し、市民の安全確保に努める。 人身被害防止のため、大型獣に関する情報提供を行うほか、市民一人ひとりが事故や誘因を防止するために自らができる事などの啓発に努める。 	30	拡充	<ul style="list-style-type: none"> クマやイノシシなどの大型野生鳥獣による人身被害：0人 	<ul style="list-style-type: none"> 大型野生鳥獣による人身被害を防止するため、金谷区・春日区、中郷区、名立区において、出没を抑制するための緩衝帯を整備する。 鳥獣対策アドバイザーによる学習会開催など、「一人一人が被害や誘因を防止する」ための意識を啓発するほか、各種イベント時等において、これらの生態や人身被害防止対策等を周知する。 住宅地周辺に大型野生鳥獣が出没した際、事態の早期の収束を図るため捕獲に必要な用具等を整備する。 クマが出没した際は、速やかに安全メール等で周知するとともに、市ホームページなどで情報提供するほか、出没地点に注意喚起の看板を設置する。 大型野生鳥獣による人身被害を未然に防止するため、鳥獣被害対策実施隊員を引き続き委嘱し、適切な調査や捕獲等を行う。
主要施策：開発事業に対する環境配慮の誘導						
環境保全課	環境政策総務事業（環境影響評価会議）	<ul style="list-style-type: none"> 開発事業で環境に及ぼす影響について専門的な意見を求められた際、環境影響評価委員会を開催し、環境影響評価に係る技術的な事項を調査審議する。 	31	継続	<ul style="list-style-type: none"> 上越市環境影響評価会議の設置及び運営に関する要綱第2条により、公害の防止及び自然環境の保全の見地から調査審議する。 	<ul style="list-style-type: none"> 該当案件に応じ、環境影響評価会議を開催する。
基本方針：自然環境の活用						
主要施策：緑地・公園の活用						
農林水産整備課	くわどり市民の森維持管理及び運営事業	<ul style="list-style-type: none"> 上越市の水源の森である、くわどり市民の森を、自然観察や森林浴などが出来る市民の憩いの場、環境学習や森林体験活動の場として整備を行う。 	32	継続	<ul style="list-style-type: none"> 中山間地の水源地域の森林を市民の共有財産として捉え、市民の森として活用し、林業体験や環境学習を通じて利用者の里山保全に関する理解を深めるとともに、森林整備を進め水源涵養など森林の持つ多面的機能の向上を図る。 市民の森を利用したイベントの開催 	<ul style="list-style-type: none"> 木工体験の充実 季節に応じた市民の森観察会の実施
農林水産整備課	森林保育管理事業	<ul style="list-style-type: none"> 森林・山村の多面的機能を発揮するため、森林整備等を実施する活動組織への事業推進、指導を行う。 	33	継続	<ul style="list-style-type: none"> 地域住民、森林所有者、NPO法人、民間団体などが協力して作る活動組織が行う、地域環境保全、森林資源利用、森林機能強化の取組を支援する。 	<ul style="list-style-type: none"> 越後ふるさと里山林協議会や県と活動組織との橋渡し役として連絡を密にとり、活動が円滑に行えるよう支援する。 活動予定組織：5団体 活動予定面積：23.3ha
都市整備課	都市公園整備事業	<ul style="list-style-type: none"> 平成27年6月に改訂した高田公園基本計画および高田公園短期整備計画に基づき、【交流拠点】、【歴史公園】、【観光拠点】の機能を有した「総合公園」として計画的に整備を行う。 	34	継続	<ul style="list-style-type: none"> 高田城址公園が、四季の美しさに包まれ、歴史と文化の薫る公園として、誰もが心豊かに過ごし、楽しさを共有する空間を提供できるよう、施設整備を実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> ア ひょうたん池周辺広場整備 園路、張芝、ベンチの整備を行う。 イ 遊具更新 ザイルクライミングの整備を行う。
都市整備課	都市公園整備事業	<ul style="list-style-type: none"> 五智公園の貴重な自然資源を五感で感じられるよう、【学び】【遊び】【健康】の3つの柱に基づいた整備を行う。 	35	継続	<ul style="list-style-type: none"> 自然と調和した都市空間づくりを推進するたため、利用者の利便性を高める施設整備を実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> ア 交通公園トイレの改築
都市整備課	都市公園整備事業	<ul style="list-style-type: none"> 市民の憩いとコミュニケーションの場としての公園を、バリアフリーや安全・安心の観点から誰もが利用しやすいよう整備する。 	36	継続	<ul style="list-style-type: none"> 利用者の安全・安心に配慮した公園施設の整備を実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> ア 長寿命化計画による遊具の更新 14公園17基

分野：自然環境

目的：自然と共生した社会を目指す

基本方針：自然環境の活用

主要施策：緑地・公園の活用

担当課	事業名	目的 Plan	事業No.	令和2年度			備考
				取組区分	目標 Plan	実施計画 Plan	
都市整備課	公園管理費	・市民の憩いやコミュニケーションの場となる都市公園等を安全で安心して利用できる空間とするため、適切な管理を行う。	37	継続	市民の憩いとコミュニケーションの場として、安全・安心に利用できるよう、地域との協働により都市公園の維持管理を実施する。 ア 公園管理事業 イ パーク・パートナーシップ事業 ウ 高田城址公園樹木保守管理事業	ア 公園管理事業 175公園（267ha）の除草、清掃、樹木管理、遊具修繕等の維持管理を実施する。 イ パーク・パートナーシップ事業 136公園（40.7ha）の街区公園等の管理を町内会等と協働で実施する。 ウ 高田城址公園樹木保守管理事業 ・高田城址公園桜長寿命化第二期計画に基づき、日常管理及び計画事業を実施する。 （土壌改良：339本、施肥：2168本、高所剪定：181本、伐採：9本、植樹：3本他）	
農政課	自然循環型農業推進事業	・化学肥料及び化学合成農薬の使用を地域慣行基準より5割以上低減する栽培とあわせて行う地域温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い取組及び有機農業の取組を行う農業者に対して支援する。	38	継続	・「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律」に基づき、化学肥料・化学合成農薬を5割以上低減する取組と合わせて、堆肥の施用や冬期湛水など、地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い営農活動に取り組む農業者団体等を支援する。	取組団体：66団体 取組面積：2,375ha	令和2年度から始まる第2期の新規メニュー（長期中干し、秋耕等）の取組の増加を見越し、取組計画面積が増加している。

分野：地球環境

目的：低炭素社会を目指す

基本方針：地球温暖化対策の推進

主要施策：省エネルギーの推進

担当課	事業名	目的 Plan	事業No.	令和2年度			備考
				取組区分	目標 Plan	実施計画 Plan	
環境保全課	環境政策総務事業(省エネルギーの推進)	・地球温暖化対策を推進する取組を具体的に推進し、普及・啓発を行う。	39	継続	〈事務事業編〉 ・国が掲げた温室効果ガスの削減目標（2030年度までに2013年度比で40%削減）を達成するため、第2次財政計画（改訂版）及び公共施設等総合管理計画（基本方針）との整合を図りながら、市役所における温室効果ガスの排出量及びエネルギー使用量について前年度比2%ずつ削減する。 ・公共施設における省エネルギー化、温室効果ガス削減に向けた取組を推進する。 ・環境負荷の低減のため、ノーカーデー及びグリーン購入の取組について各課等に周知する。 〈区域施策編〉 ・地球温暖化対策を推進するため、ホームページや環境イベント等で取組事例等を周知する。	（事務事業編） ・温室効果ガス排出量削減への取組を具体的に推進、普及させ、部局ごとに進捗管理を行う。職員一人一人の日常業務における温室効果ガス排出量の削減に寄与する事務事業編の取組を強化する。 ・各施設においてエネルギー使用量及びCO2排出量の分析を行い、市全体のCO2排出量の増減の要因分析を行う。 ・ノーカーデー実施手順書の策定及び実施を依頼し、実績を管理する。 ・グリーン購入基本方針・調達方針の策定、周知を行う。 〈区域施策編〉 ・広報上越 地球温暖化をテーマとした記事を掲載（環境月間 6月号） ・市ホームページで情報発信（随時）	
市民安全課	街灯整備・維持管理事業	・町内会が管理する防犯灯をLED化する工事に要する費用の一部を補助し、LED化を推進することにより、消費電力及び二酸化炭素排出量の削減を図る。	40	継続	・町内会が管理する防犯灯のLED化率を80%以上とする。	・防犯灯LED化補助金の交付（随時受付）	

分野：地球環境

目的：低炭素社会を目指す

基本方針：地球温暖化対策の推進

主要施策：省エネルギーの推進、再生可能エネルギーの導入

担当課	事業名	目的 Plan	事業No.	令和2年度			備考
				取組区分	目標 Plan	実施計画 Plan	
環境保全課	省エネルギー・新エネルギー普及推進事業	・上越市の貴重な資源であり、特徴である「雪」を活用し、加工食品や農産物の雪中貯蔵商品開発や雪を利用した事業展開を支援し、雪冷熱エネルギーの利用による環境負荷の低減と再生可能エネルギーの導入を促進する。	—	統合			平成30年度環境学習啓発事業に統合
環境保全課	省エネルギー・新エネルギー普及推進事業	・新エネルギーシステム設置費補助 ・地球温暖化対策を地域で推進するため、市民が取り組める省エネルギーや再生可能エネルギーの普及啓発及び導入の促進を行う。 ・住宅用太陽光発電システム及びペレットストーブ設備の設置に対する支援を行う。	—	廃止	-	-	平成30年度で終了
環境保全課	風力発電事業	・風力発電施設を適切に管理し、新エネルギーの一つである風力発電の有用性を市民に周知することにより、新エネルギーの普及及び二酸化炭素排出量抑制の啓発を図る。	41	継続	・風力発電施設を適切に管理し、新エネルギーの一つである風力発電の有用性を市民に周知することにより、新エネルギーの普及及び二酸化炭素排出量抑制の啓発を図る。 ・発電電力量（売電電力量）の確保	・発電電力量（売電電力量） 455,688kwh（435,333kwh） ※1基（3号機）の過去5年平均 ※2号機は部品の不具合により、名立機はブレードの損傷により復旧の目途がたたないことから、計画から除外	
生活排水対策課	下水道センター運転管理費	・下水汚泥の消化により発生する消化ガスのうち、未利用となっていたガスを用いて発電施設を稼働させることで電気と温水を発生させ、それを場内で利用し二酸化炭素の排出抑制に努める。	42	継続	・これまでの下水道センター運転管理に加え、消化ガス発電による電力を場内で使用することで、二酸化炭素排出量の抑制を図る。（年間発電量1,248,000kWh） ・また、施設見学等の来場者に、消化ガス発電施設を見学していただくとともに、バイオマス燃料を利用することで地球温暖化対策に寄与していること等について説明し、啓発を図る。	・消化ガス発電を適切に管理する。 ・施設見学等の申込みを受け入れ、来場者に説明をする。	
主要施策：拠点形成と交通ネットワークの構築							
都市整備課	土地利用対策費	・商業、医療、福祉などの都市機能が集積する拠点を維持・形成するとともに、各拠点間や拠点と集落の間を道路やバスなどで結ぶ効率的で環境負荷の低い交通ネットワークの構築に取り組み、人や物の移動などに伴う温室効果ガスの排出の削減を図る。	43	継続	【高田地区】 モデル候補地区の具体的な取組の検討を進める。（個別地区） 【直江津地区】 行政内におけるまちづくり方針の検討を進める。（地区全体）	【高田地区】 アドバイザーを活用し、モデル候補地区の住民とワークショップ形式による具体的な取組を検討 【直江津地区】 アドバイザーを活用した事務局会議及び庁内検討会議を開催し、行政のまちづくり方針の検討	
主要施策：地産地消の推進							
教育総務課	学校給食での地場産野菜の使用拡大（予算事業なし）	・学校給食において使用量の多い青果物5品目の地場産（上越産）使用割合を平成30年度までに12%以上にする。	44	継続	・学校給食での地場産野菜の使用拡大を図り地産地消を推進するため、地域との連携をさらに強化する。	・学校給食において使用量の多い青果物5品目の地場産（上越市産）使用割合 令和2年度目標 13%	
農政課	地産地消認定店の拡大（予算事業なし）	・上越産品を積極的に取り扱う小売店・飲食店などを応援する地産地消推進の店認定事業により、地場産の農林水産物を食す機会を増やすとともに、「上越の食育」のホームページをはじめ、様々な媒体や機会を捉え、地場の食材や食文化の情報提供を行うことで、市民の地産地消の意識の醸成を図る。	45	継続	・地産地消推進の店の認定数を令和2年度末までに170店以上にする。	・地産地消推進の店の認定数（令和2年度） 170店以上	

分野：環境学習

目的：豊かな環境を継承する社会を目指す

基本方針：環境啓発の推進

主要施策：環境学習の推進と事業者支援

担当課	事業名	目的 Plan	事業No.	令和2年度		備考
				取組区分	目標 Plan	
環境保全課	環境政策総務事業（学習・啓発）	・食品ロスや海洋プラスチックごみ等の新たな環境課題への対策として、講座や集客施設等での情報発信、啓発活動を実施する。 ・環境団体との連携による啓発活動の強化する。	46	新規	・食品ロスや海洋プラスチックごみ等の新たな環境課題に対し、環境イベントへの出展や環境学習会を実施し、広く環境情報を発信し市民の意識啓発を行う機会を設ける。 ・環境団体との連携を強化やネットワークづくりのため、情報交換会を開催する。また、団体の協力を得て環境学習会を開催する。	・環境イベントにおいて、うみがたりや環境団体と連携した海洋ごみ対策の展示や講座を開催し、啓発活動を実施する。 ・食品ロスに対する意識啓発のため、のぼり旗を作成し、食にまつわるイベントでの啓発を行う。 ・環境団体との更なる連携強化を図るため、議題を決め定期的に情報交換会を開催する。 ・環境団体に講師を依頼し、環境イベント等に合わせ学習会を実施する。
環境保全課	環境学習施設管理運営事業（学習・啓発）	・市民及び事業者が環境保全に対する理解を深めるとともに、自主活動の意欲を高めるため、環境に関する総合的な学習の場を提供する。	47	継続	・環境イベントへの出展や環境講座等の実施補助、環境情報の発信を行い、市民及び事業者の環境保全に対する理解を深めるとともに、活動の意欲を高める機会を提供する。 ・環境イベント及び環境講座等参加者数：3,700人	・環境イベントにおいて、パネル展示や体験コーナーを設置し、環境情報の発信を行う。 ・ホームページ等で環境講座の周知を図り、利用を促進する。
環境保全課	環境学習施設管理運営事業（地球環境学校）	・市民及び事業者の環境保全に対する理解を深めるとともに、自主的な活動を喚起するため、環境に関する総合的な学習の場を提供する。	48	継続	・中ノ俣の自然や、そこに暮らす人々の知恵と心に触れる自然体験学習を中心に、総合的な環境学習の場を提供する。 ・自然体験プログラムの実施 ・プログラム利用者数：2,600人	・学校や町内会等にチラシを配布し、地球環境学校の周知を図り利用を促進する。 ・特別プログラムの開催を広報に掲載し、参加を促す。
生活環境課	ごみ焼却施設管理運営費	・全市域から排出される資源化できないごみを、ごみ焼却処理施設において環境排出基準を維持しながら、焼却処理することにより減容化するとともに、焼却灰等の埋立基準に適合するよう適正処理を行う。	49	継続	・施設見学者数：800人（上越市クリーンセンター）	・市内小学校への施設見学会の依頼 ・6月末までに依頼 ・依頼校数 51校
生活環境課	し尿処理事業	・全市域から汚泥リサイクルパークに搬入されるし尿、浄化槽汚泥を廃棄物の処理及び清掃に関する法律や水質汚濁防止法に基づき適正に処理し、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図る。	50	継続	・施設見学者数：200人（汚泥リサイクルパーク）	・市内小学校への施設見学会の依頼 ・6月末までに依頼 ・依頼校数 51校
農林水産整備課	林業総務費	・各種林業関連協議会への負担金や森林・環境保全活動団体への補助金を交付する。 ・上越地域治山林道協議会などへの負担金を交付する。 ・森と緑の感謝祭実行委員会（上越市と妙高市で開催）へ負担金を交付する。 ・上越緑の少年団育成会補助金を交付する。 ・緑化推進を図る。	51	継続	環境に関する講座の参加者数を5,500人以上にする。（農林水産整備課分）	・自然観察、トレッキングツアーなど里山を活かしたイベントの開催 ・体験活動等を通じた教育カリキュラムの充実
農林水産整備課	くわどり市民の森の維持管理及び運営	・豊かな自然を活用した環境学習や林業体験を実施し、森林保全の重要性を普及啓発するため、施設の維持管理及び運営を行う。	52	継続	環境に関する講座の参加者数を5,500人以上にする。（農林水産整備課分）	・自然観察、トレッキングツアーなど里山を活かしたイベントの開催 ・体験活動等を通じた教育カリキュラムの充実
農林水産整備課	二貫寺の森管理運営費	・自然観察会やイベントを行うとともに、二貫寺の森維持管理組織の「二貫寺の森保全会」と協働による管理運営を行う。	53	継続	環境に関する講座の参加者数を5,500人以上にする。（農林水産整備課分）	・自然観察、トレッキングツアーなど里山を活かしたイベントの開催 ・体験活動等を通じた教育カリキュラムの充実

分野：環境学習

目的：豊かな環境を継承する社会を目指す

基本方針：環境啓発の推進

主要施策：環境学習の推進と事業者支援

担当課	事業名	目的 Plan	事業No.	取組区分	令和2年度		備考
					目標 Plan	実施計画 Plan	
社会教育課	謙信KIDSプロジェクト	・地域資源や地域の人材を活用した体験活動を通して、子どもたちの興味・関心を高めるとともに、異学年・異学校の子どもの交流を推進し、協力し合う力、自主的な行動力、コミュニケーション能力を育成する。	54	継続	・社会教育事業で自然体験、環境学習に関する講座の参加者数を令和2年度までに累計で1,379人以上にする。 ・令和2年度目標194人	・市内の多様な自然環境の中での体験活動の実施 ・全17講座21コースのうち、「しぜん」「ゆき」「海」の3講座4コースを対象とする。	
環境保全課	環境政策総務事業（環境基本計画の推進）	・第3次環境基本計画の実施内容を市民等に対して広く周知し、環境施策を推進する。	55	継続	・第3次環境基本計画に掲げる「望ましい環境像」の実現に向けて環境全般に関する施策を推進する。	・環境関連事業の取組について目標の進捗を確認（8月末、12月末、3月末）。	
環境保全課	環境政策総務事業（環境政策審議会）	・環境基本計画の策定、環境の保全や廃棄物の減量等に対することについて、学識経験者、関係行政機関、事業者等の専門家や公募に応じた市民からの意見を環境施策に反映させるため、環境政策審議会を開催する。	56	継続	・環境政策審議会の開催 環境基本計画の策定、環境の保全や廃棄物の減量等に対することについて、学識経験者、関係行政機関、事業者等の専門家や公募に応じた市民からの意見を環境施策に反映させるため、環境政策審議会を開催する。	・環境政策審議会の開催 環境関連事業の進捗状況や環境施策に関することなど、審議が必要と思われる事案がある際に会議を開催し、外部委員の幅広い知見からの意見を、事業や施策に反映させる。	
環境保全課	環境マネジメントシステム事業	・上越市環境マネジメントシステム（JMS）を活用し、市の環境問題への取組を具体的に実践する。	—	統合	環境政策総務事業に統合（事業No. 41）		令和元年度環境政策総務事業に統合
主要施策：市民、事業者との協働による取組の推進							
環境保全課	環境政策総務事業（エコアクション21）	・環境省が定めた環境マネジメントシステム「エコアクション21」の普及プログラム「自治体イニシアティブ・プログラム」を通じ、事業者へのシステムの普及啓発を図り、「エコアクション21」認証取得を支援する。 ・団体同士のネットワークづくり等により、環境団体等との連携を強化し、各団体主体の環境学習の取組を支援する。	57	継続	・「エコアクション21」の普及プログラム「自治体イニシアティブ・プログラム」を通じて、事業者へのシステムの普及啓発を図り、「エコアクション21」認証取得を支援する。また、企業訪問を行い制度の周知を行う。	・「自治体イニシアティブ・プログラム」に参加し、市内事業者に「エコアクション21」認証取得支援を行う。 ・「エコアクション21」認証取得促進のための周知（広報上越7月号掲載予定） ・上越商工会議所 会員向けメールマガジン、企業訪問 ・自治体イニシアティブ・プログラムの実施（8月上旬開始予定）	

温室効果ガス排出量の削減目標及び実績

1 市役所における温室効果ガス排出量の削減目標

エネルギー起源（ガソリン、灯油、軽油、A重油、LPガス、都市ガス、電気）の温室効果ガス排出量を2030年度までに2013年度比で40%削減する。

2013-2030年度	単位	2013年度 平成25年度	2014年度 平成26年度	2015年度 平成27年度	2016年度 平成28年度	2017年度 平成29年度	2018年度 平成30年度	2019年度 令和元年度	2020年度 令和2年度	2021年度 令和3年度	2022年度 令和4年度	2023年度 令和5年度	2024年度 令和6年度	2025年度 令和7年度	2026年度 令和8年度	2027年度 令和9年度	2028年度 令和10年度	2029年度 令和11年度	2030年度 令和12年度
		国の基準年度										市の第3次 環境基本計 画・地球温 暖化対策実 行計画の計 画期間終了 年度							
温室効果ガス排出量目標	千t-CO2	61.3	59.1	55.3	52.9	51.8	50.7	49.8	48.7	47.7	46.6	45.5	44.5	43.2	41.9	40.7	39.4	38.1	36.8
温室効果ガス排出量実績	千t-CO2	61.3	59.1	55.3	52.9	51.8	45.9	45.3											
温室効果ガス排出量の削減割合 基準年度(2013年度)比	%	-	3.6%	9.8%	13.6%	15.5%	25.1%	26.1%											
温室効果ガス排出量の削減割合 (前年度比)	%	-	3.6%	6.5%	4.2%	2.2%	11.4%	1.2%											

(注) 小数点第2位を四捨五入により算出

公共施設における省エネルギー化の取組について

- 国が掲げた 2030 年度までに 2013 年度比で温室効果ガスの排出量を 26%削減するという目標に向け、特に地方公共団体の庁舎等公共施設を含む「業務その他部門」では 40%の削減が必要。
- 温室効果ガス排出量の削減に向けた取組を重点的に推進するため、令和元年度は、環境省補助金「二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地方公共団体カーボン・マネジメント強化事業）」を活用し、3 施設（高田図書館、ユートピアくびき [希望館]、雁木通りプラザ）において、省エネ設備（LED 照明設備、高効率の空調設備、インバーター等）を導入し、公共施設の省エネルギー化を図った。

【事業実施によるエネルギー及び CO₂削減効果（令和 2 年 2 月・3 月実績）】

施設名	更新・導入設備等	エネルギー及び CO ₂ 削減量 ※括弧内は CO ₂ 削減量 (t-CO ₂)			
		電気 (kWh)	ガス (m ³)	灯油 (L)	(各施設) 合計
高田図書館	LED 照明への更新	2,644 (1.4)	-	-	電気：10,130 (CO ₂ ：5.6)
	パッケージエアコン(2台)・マルチエアコン(2台)更新	533 (0.3)	-	-	
	中央熱源方式の空調設備ポンプにインバーター制御導入(4台)	6,953 (3.9)	-	-	
ユートピアくびき (希望館)	LED 照明への更新	2,774 (1.5)	-	-	電気：12,403 灯油：3,200 (CO ₂ ：14.9)
	中央熱源方式の空調設備ポンプにインバーター制御導入(2台)	4,406 (2.5)	-	-	
	エネルギー計測・管理システム導入 (全館のエネルギー使用量把握)	5,223 (2.9)	-	3,200 (8.0)	
雁木通りプラザ	LED 照明への更新	2,819 (1.6)	-	-	電気：2,819 ガス：1,322 (CO ₂ ：4.4)
	個別空調（ガスヒートポンプエアコン）2台の更新	-	1,322 (2.8)	-	
(3 施設) 合計		25,352 (14.1)	1,322 (2.8)	3,200 (8.0)	電気：25,352 ガス：1,322 灯油：3,200 (CO ₂ ：24.9)

※設備の更新・導入前（基準年度：2015 年度）の同期間に対するエネルギー及び CO₂削減量（ガス及び灯油は実削減量。電気は、実測に基づく推定値）

※期間中における CO₂削減量の目標値は、3 施設合計で 11.6t-CO₂（目標値 [年間] 68.6t-CO₂）

※CO₂削減量の実績合計 24.9t-CO₂は、杉の吸収量に換算（約 14kg/本・年）すると約 1,800 本分に相当

※CO₂排出係数は、電気 0.000556 [t-CO₂/kWh] ガス 0.00216 [t-CO₂/m³] 灯油 0.00249 [t-CO₂/L] で算定

<今後の取組について>

- ・引き続き、事業の効果検証を行い、他の公共施設等への展開が可能となるよう、モデル施設における運用改善の実施手順をとりまとめる等、ノウハウの蓄積を図る。
- ・また、職員が温室効果ガスの削減の取組を着実に実行するよう、照明や空調等の設備の運用改善方法を具体的にマニュアルで示し、公共施設における省エネルギー化を推進する。

エコオフィスの手引き

このエコオフィスの手引きは、現在、世界的に起きている様々な環境問題に対する職員皆さんの意識醸成を図り、より環境に配慮し、日々の業務に活かしていただくことを目的に作成しました。

国の地球温暖化対策計画では、温室効果ガス排出量を2030年度までに2013年度比で26%削減する目標を掲げており、地方公共団体に対しては「自ら率先的な取組を行うことにより、区域の事業者、住民の模範となることを目指すべきである」とし、市の事務事業においては同年度比で40%の削減が求められています。

温室効果ガス排出量を削減するためには、エネルギー使用量を抑えることが必要であり、職員一人一人の小さな取組の積み重ねが成果となって現れます。日常業務における環境に配慮した行動も世界的な動きである*SDGsの取組のひとつです。日頃から手引きを確認し、省エネルギーの取組を実践しましょう。

【国の地球温暖化対策計画の目標】（平成28年5月13日閣議決定）

○温室効果ガスの排出量を2030年度までに2013年度比で26%（地方公共団体は40%）削減する。

【上越市の事務事業における削減目標】

項目	2013年度	2030年度
温室効果ガス排出量	61.3千t-CO2	36.8千t-CO2
温室効果ガス削減量（2013年度比）	-	24.5千t-CO2
温室効果ガス削減割合（2013年度比）	-	40%

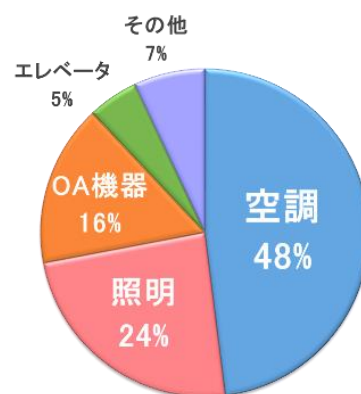
参考

■ オフィスでのエネルギー使用量の内訳

オフィスでのエネルギー使用量の内訳は、約半分が空調、約四分の一が照明によるものとされています。

そのため、特に空調と照明に関する省エネルギーの取組を重点的に行うことで、効果的にエネルギー使用量を削減することができます。

各施設においては、特に空調と照明の節減や使用方法の改善に努めましょう。



出典：資源エネルギー庁統計

この手引きでは、市の事務事業による環境への負荷を継続的に低減させるため、省エネルギーの実践方法や資源の有効活用の方法を「日常業務に関する取組」と「施設に関する取組」に分けて掲載しています。

□ 日常業務に関する取組

照明や冷暖房の節減、不要時のパソコン電源オフなど、エネルギー使用量削減のため、日常業務の中で職員一人一人、何ができるか考え実行しましょう。

各課等においてはセルフチェックリスト(19 ページ)を活用し、定期的に取り組状況を確認するなど積極的に取組を行いましょう。

○ 施設に関する取組

施設を所管する課等においては、この手引きで紹介する取組を施設の改修や設備の更新等の際の参考としてください。

また、施設のエネルギー使用量や利用状況、設備の運用状況を確認するとともに、財政計画や公共施設等総合管理計画の関連計画との整合に留意し、取組を推進してください。

なお、専門的な内容については、設備の設置や修繕に関わった専門業者等から情報を積極的に収集し、省エネルギーの取組を検討・実践してください。

■ Topics 1 SDGs

(持続可能な開発目標 Sustainable Development Goals)

SDGs とは 2015 年に国連が採択した先進国を含む国際社会全体の 2030 年に向けた環境・経済・社会についてのゴールのことです。社会が抱える問題を解決し、世界全体で 2030 年を目指して明るい未来を作るための 17 のゴールと 169 のターゲットで構成されており、地球上の「誰一人取り残さない」ことを誓っています。

SDGs の取組は難しいものではなく、日常業務や日常生活の中でエネルギーの無駄やごみを減らすことなども身近な取組のひとつです。



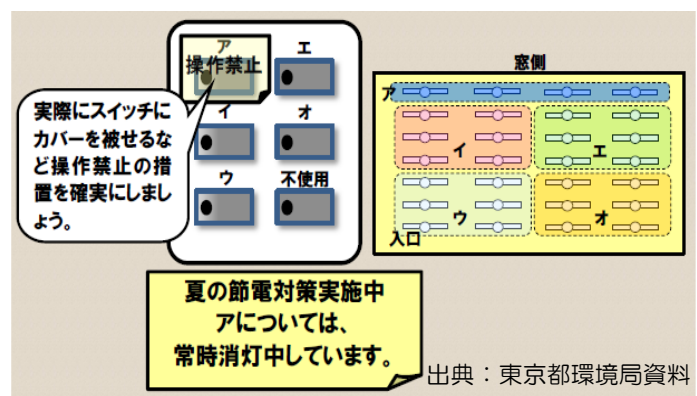
※国際連合広報センターのHPでは「持続可能な社会のために ナマケモノにもできるアクション・ガイド」を公表しています。SDGs の取組を開始するきっかけとして参考にしてください。https://www.unic.or.jp/news_press/features_backgrounders/24082/

□ 日常業務に関する取組

◇照明編

- 未使用の会議室、トイレ、通路、ホール等の消灯を徹底（窓口の照明を除く）する。
- 昼休みや時間外は照明の使用を必要最低限とする。
- 勤務時間中であっても、人が不在の箇所は照明を積極的に消灯する。
- 照明器具の定期的な清掃・交換により、照度を確保する。
- 必要以上に明るい場合は、照明スイッチによる消灯や照明の間引きを行う。
- 外光を取り入れ、照度を確保し、不要な照明は消灯する。
- 照明スイッチに点灯範囲を表示し、無駄な点灯・消し忘れを防止する。

照明スイッチの横に点灯マップを掲示して、各スイッチ（点灯回路）と照明範囲との対比をわかり易く表示し、無駄な照明点灯を防ぎます。使用頻度の低いエリアについては、カバーを被せるなどスイッチの誤操作がないようにします。



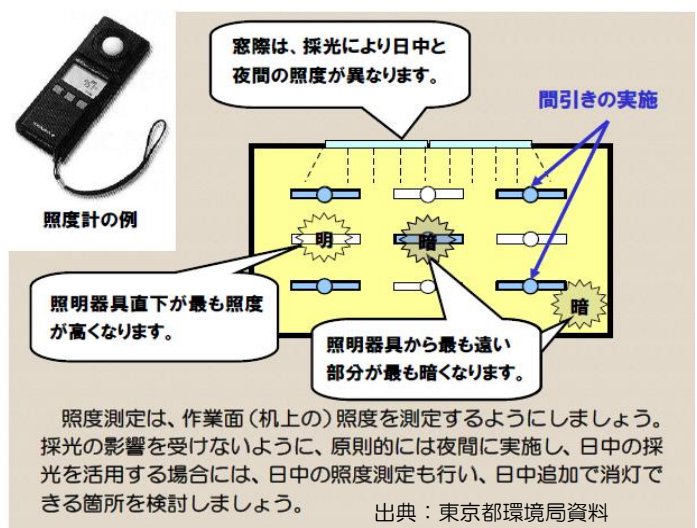
参考

照度計により室内照度を測定し、季節や時間帯ごとに稼働時間を調整する。

照度計等を使用して、各部屋の照度測定を行い、適正照度であるか確認します。

窓際などは、日中は採光により、必要以上に照度が高いケースがあるため、必要に応じて照明の間引きを実施します。

照明基準としては、労働安全衛生規則に定める照度300^{ルクス}lxを最低限確保できるように照度の調整を行います。



※照度計は環境保全課で貸出を行っています。使用を希望される場合は事前にご連絡ください。（参考：照度計1台の購入金額 1.5～2万円程度）

照度計を利用し、年間を通して適正な照度管理を実施しましょう。

参考

■対策実例 照度の適正化（東京都）

照度計を使用した照度の適正化により、**約62万円/年**の削減効果があった事例もあります。

具体的な手法

1. 執務室内（11フロア中2フロア）の照度は700lx程であり、都の推奨値の500lxより高く、削減余地があることを確認
2. 照度緩和による削減効果を提示して、執務室の責任者と協議し、管理値を500lxに設定
3. 調光機能により、照度を500lxに変更
4. 変更後の照度を実測し、快適性等に問題はないか利用者からヒアリングを実施

（出典：東京都環境局 設備最適化のススメ）

◇空調編

「夏季の軽装運動」「冬季の省エネルギー運動」を推奨し、職員としての品位を保ちつつ、衣服による温度調整を行う。

暖房器具はこまめに給油状況を点検し、使用量の適正把握を行う。

過度な冷暖房の運用を避け、室内の温度を測定しながら適正な温度管理を行う。

エアコンのフィルタや空調室外機を定期的に清掃し、運転効率の向上を図る。

- ・ 室外機の吹き出し口をふさがないようにしましょう。
- ・ 夏季においては、冷却効率低下を防ぐため、室外機にすだれをかけるなどし、日陰を作ることも有効的です。

中間期等の未使用期間は主電源を切る。

夏季の遮熱や冬季の断熱のため、ブラインドやカーテンを使用する。

柵やロッカーの配置を見直し、執務室の風通しをよくする。

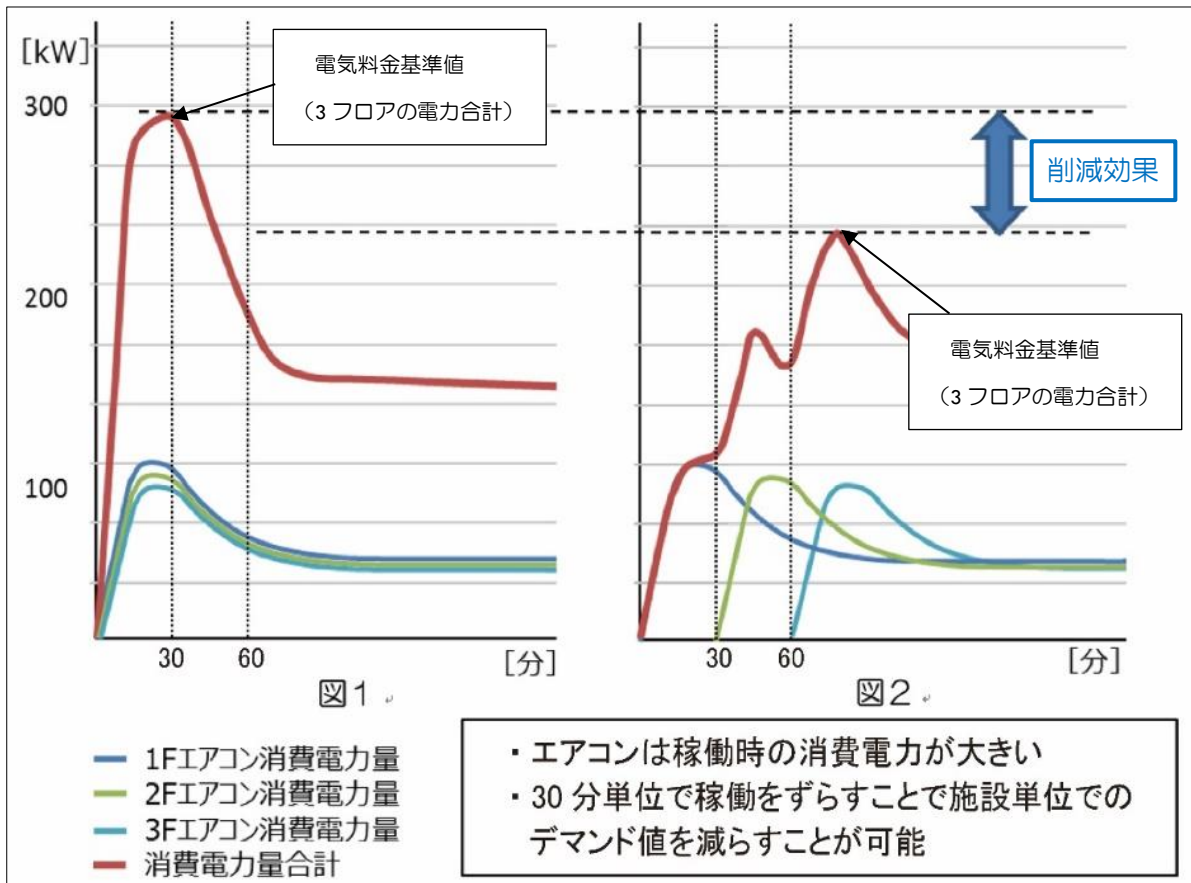
- ・ 扇風機やサーキュレーターを活用し、空気を循環させましょう。

□個別に稼働可能なエアコンは、運転開始時間をずらし電気料金を削減する。

- ・空調機器は稼働開始時の電力消費量が大きいため、空調機器が複数あり、個別に稼働可能な場合は、一斉にスイッチを入れずに、時間をずらすことにより、電力の基本料金を抑えることができます。空調の稼働開始時間をスイッチ付近に掲示するなど対応を行いましょう。

電力の基本料金は、30分ごとの使用電力のうち月間で最も高い値を基準に設定される仕組みになっています。

そのため、例えば、朝の同じ時間帯に、同時に空調のスイッチを入れてしまうと消費電力の合計が高くなってしまいます（図1）が、空調機器の稼働開始時間をずらすことで、電力の基本料金を削減することが可能となります（図2）。



◇OA機器編

- ディスプレイの照度を下げる。
- 席を離れる際はシャットダウンもしくはスリープモードにする。
- 退庁時は支障がない限り、OA機器などの主電源を切る。
- 執務室等の最終退出者は、パソコンやプリンタ等の電気機器の電源が切られているか確認する。
- 待機電力削減のため、使用頻度の低い機器はプラグを抜いておく。
 - ・節電タップを活用することで、プラグを抜かなくても簡単に待機電力の削減が可能です。

◇ごみ編

- 使い捨ての物品、容器、過剰包装の物品等の購入を控える。
- 備品等は修理等での再利用を心がける。
- ファイルや各種事務用品を再利用する。
- 可能な限り資源物としてリサイクルに努め、再生不能なものだけを廃棄する。
- 飲食等で出たごみの分別・リサイクルを徹底する。
- 食品ロスを減らすように努める。

■Topics 2 海洋ごみ問題



海洋ごみ問題とは、プラスチック製品がポイ捨てや不法投棄などにより、回収されずに川や海へ流れ込み、大量の「プラスチックごみ」となって漂流し海洋汚染を引き起こすとともに、生態系に悪影響を及ぼすことです。この問題は世界的な課題となっており、2050年までには海のプラスチックの重量が魚の重量を上回ると試算されています。

「マイクロプラスチック」…プラスチックごみにはペットボトルや洗剤容器などの大きなごみのほか、サイズが5mm以下の微細なごみがあります。マイクロプラスチックは私たちが日常生活で使用している洗顔料や歯磨き粉などにスクラブ剤として使用されているほか、不法投棄などで廃棄されたプラスチックごみが自然環境の中で紫外線や衝突などにより、破碎・細分化され発生します。マイクロプラスチックは地球規模で広がっており、北極や南極でも観測されたとの報告もあります。

参考

環境省ではプラスチックとの賢い付き合い方を全国的に推進し、国内外に発信していくキャンペーン「プラスチック・スマート」を展開しています。

ここでは取組事例として、上越市の以下の取組も紹介されています。

・上越市指定ごみ袋



・全市クリーン活動



・リンク先

プラスチック・スマート ホームページ：<http://plastics-smart.env.go.jp/>

■Topics 3 食品ロス



環境省では「～食べ物を捨てない社会へ～」をテーマとして、食品ロスの削減に向けた取組を進めるため、消費者、自治体、事業者等の主体ごとに食品ロスに関する情報を集約した食品ロスポータルサイトを公表しています。

食品ロスとは、本来食べられるのに捨てられてしまう食品のことであり、日本の食品廃棄物等は年間約2,550万tであり、その中で食品ロスの量は年間約612万tとなっています。

食品ロスは大きく分けると下記2つに分けることができます。

- ・事業活動を伴って発生する食品ロス・・・「事業系食品ロス」
- ・各家庭から発生する食品ロス・・・「家庭系食品ロス」

612万tのうち、事業系食品ロスは約328万t、家庭系食品ロスは約284万tです。日本人1人当たりの食品ロス量は約48kgとなり、これは日本人1人当たりが毎日お茶碗1杯分のご飯を捨てているのと同じ量に相当します。

また、食品ロス削減推進法に基づき、10月は「食品ロス削減月間」、10月30日は「食品ロス削減の日」と定められています。

日頃から、食べきりや食材の使い切り、必要な分だけを購入・注文するなど食品ロスの削減に努めましょう。

(※上記の食品廃棄物等及び食品ロスの量〔事業系食品ロス・家庭系食品ロス〕は平成29年度推計値)

・出典（リンク先）

環境省 食品ロスポータルサイト：<http://www.env.go.jp/recycle/foodloss/>

◇紙の使用編

- 庁内の簡易な連絡等は、グループウェアの電子メールを利用する。
- パソコン等から印刷する際は、不必要な印刷をしないよう、印刷プレビューで確認する。
- 支障がない限りミスコピー等の裏紙を再利用するとともに両面印刷やNアップ印刷を行う。
- 雑誌やダンボール、リサイクル可能な用紙など紙類の分別を行う。
- FAXを送信する際には、表紙をつけないなど最小限の枚数で行う。
- 庁内及び出先機関等への連絡便は、封筒を再利用する。
- 事務用紙は必要量の払出しを受け、実行部門ごとに保管する。

◇給湯設備編

- 用途に合わせて設定温度をこまめに調整する。
- 湯を沸かす時は給湯器のお湯を使用し、コンロ等で湯を加熱する時間を短縮する。
- 火力の調整の徹底及び笛付きやかんやタイマー等を使用し、ガスの消し忘れやお湯の沸かしすぎを防止する。

◇その他の省エネ行動編

<グリーン購入>

- 物品を購入する際は、「グリーン購入に係る指定物品一覧表」の基準に沿って、その必要性を十分考慮し、次の方針に基づき、必要最小限の物品を購入する。
 - ・環境や人の健康に被害を与えるような物質の使用及び放出が削減されること。
 - ・資源やエネルギーの消費が少ないこと。
 - ・資源を持続可能な方法で採取し、有効利用していること。
 - ・長時間の使用ができること。
 - ・再使用が可能であること。
 - ・詰め替えやリサイクルが可能であること。
 - ・再生された素材や再使用された部品を多く使用していること。
 - ・廃棄されるときに、処理や処分が容易なこと。

□やむを得ず指定物品以外の物品を購入する際には、環境ラベルが貼付された商品や環境対応商品等を優先的に購入するよう努める。

<車の利用>

□エコドライブの実施を徹底する。

- ・緩やかに発進（最初の5秒で時速20kmを目安に）
- ・車間距離は十分に取り、一定速度で走行
- ・早めにアクセルから足を離し、エンジnbrレーキで減速
- ・アイドリングストップの徹底

□適切な自動車の点検を行う。

- ・タイヤの空気圧の確認等

□目的地が同じ又は近い場合は、車両の相乗りを行う。

□近距離の移動においては、徒歩又は自転車を使用する。

□燃費向上のため、不要な荷物を載せたままにしない。

□カーエアコンの使用を控えめにする。

□ノーマイカー通勤を推進する。

<水の使用（節水）>

□庁用車の洗車や洗面所、給湯室等において、節水を心掛け、蛇口を開放したままにしない。

- ・歯磨きの際はコップを使用することも、節水効果があります。

□定期的に水道メーターを確認し、漏水の有無を確認する。

<イベント、会議等>

□出張等では、公共交通機関を積極的に利用する。

□イベント・会議等の会場の選定に当たっては、可能な限り、公共交通機関の利用が可能な会場を選定する。

□会議資料等は、プロジェクター等を使用するなど、紙の使用を最小限にする。

□イベント終了後、不要になる使用物品は、可能な限りリサイクルが容易なものを使用するとともに、分別回収、資源回収等により廃棄物の削減を図る。

<緑化の推進>

□グリーンカーテンの設置・育成を行う。

- ・グリーンカーテンは日差しを遮ることにより、室内温度の上昇を抑えられるほか、植物の葉の蒸散作用で周囲が涼しくなり、夏場の省エネルギー対策として効果的です。

環境保全課では、毎年、グリーンカーテンの育成に協力いただける施設にゴーヤの種とガイドブックを配布しています。



<その他>

□時間外勤務の縮減やノー残業デー、ノー残業ウィークの実施を徹底し、照明等の使用を削減する。

□施設管理担当者は電気、都市ガス、灯油等のエネルギー使用量の確認及び記録（温室効果ガス算定ファイルへの入力）を行い、設備の適正な運用と省エネルギーへの意識啓発を図る。

○ 施設に関する取組

施設の改修や設備の更新等の際に効率のよい機器に取り換えることは、省エネのために効果的です。設備の新設、更新、改修を行う際は、省エネルギー効果の高いトップランナー方式に適合した製品や環境省が推奨する「L2-Tech（先導的低炭素技術）」認証製品機器の導入及び発注時の採点基準項目への追加を検討しましょう。

L2-Tech 製品は、CO₂排出量の削減に最大の効果をもたらす製品です。設備更新を検討する際には、環境省のHPで毎年更新されるL2-Tech 認証製品一覧を参考にしてください。

・リンク先

L2-Tech 情報プラットフォーム ホームページ：<http://l2-tech.force.com/>



参考

環境省 COOL CHOICE のホームページでは省エネ家電の買換えによるCO₂削減効果やランニングコスト削減効果等が簡単に分かるシステム「しんきゅうさん」が掲載されています。現在使用している製品と省エネ製品のCO₂削減効果等を比較し、設備更新の参考としてください。

・リンク先

COOL CHOICE ホームページ <https://ondankataisaku.env.go.jp/coolchoice/>

COOL CHOICE 「省エネ製品買換ナビゲーションしんきゅうさん」ホームページ
<https://ondankataisaku.env.go.jp/shinkyusan/>



◇照明編

- 室内照明や屋外灯のLED化を推進する。
- 人が常駐しないトイレ等では、センサー式照明導入を検討する。
- 点灯場所を細かく制御できるよう、スイッチ細分化を検討する。
- 乳白色カバーやルーバーの付いていない照明器具や照明率のよい反射傘付き器具の使用を検討する。

○省エネルギーに配慮した建築方式を導入する。

- ・外光の取り入れに配慮し、照明の使用を抑制する。



■Topics 4 蛍光灯の2020年問題

水銀を使用した蛍光灯を取り巻く環境は2020年を目途に大きく変化すると言われてい
ます。政府の省エネ戦略の推進や国際条約の「水俣条約」に基づき、国内の大手メーカー
が製造終了を発表しています。

① エネルギー基本計画（経済産業省 平成22年6月閣議決定）

高効率次世代照明の普及

2020年までにフロー（出荷）100%、2030年までにストック（設置）100%達成

② 水俣条約

2020年までに一定含有量以上のランプ等の水銀添加製品の製造・輸入・輸出の禁止

LEDランプは一般電球と比較し、消費電力が少なく、電気代を節約できるほか、長寿命
であるため、長く使えば使うほどお得になります。一般電球を同等の明るさの電球型LED
ランプに交換することで電気代が85%削減されるというデータもあります。

（出典：COOL CHOICE 省エネ製品買換ナビゲーション しんきゅうさん）

参考

【令和元年度 市内公共施設等におけるLED導入事例】

国の補助金を活用し、LEDを導入した3施設

- ・雁木通りプラザ…1F ミーティングルーム、B1F 駐車場 ほか
- ・高田図書館…1F ホール、小川未明文学館 ほか
- ・くびき希望館…1F 執務室、1F 情報ライブラリー ほか

市の単独事業でLEDを導入

- ・木田庁舎 執務室



◇空調編

○空調の総合効率を把握できるようBEMS※導入を検討する。

※BEMS（Building Energy Management System）とは、ITを活用し、エネルギー使用量を可視化することにより、運転を最適制御するものです。フロアや部屋ごとに管理する個別空調ではなく、施設の規模が大きく熱源が一元管理されているセントラル方式の空調に有効です。

○インバーター制御を導入し、空調機器運転を効率化する。

- ・インバーターとは、冷温水を送り出すポンプの回転速度を制御し、冷暖房に必要最小限の流量とすることで消費電力を削減できる装置です。インバーターを導入することで、冷暖房による冷やしすぎや暖めすぎも防止でき、快適に省エネを行うことが可能です。

○省エネルギーに配慮した建築方式を導入する。

- ・二重サッシの導入、開口部の気密性・断熱性の向上を図る。
- ・断熱材を効果的に利用し、通風に優れた構造を採用する。

参考

【令和元年度 市内公共施設等における導入事例】

国の補助金を活用し、空調の更新や運転制御設備を導入した3施設

- ・ 雁木通りプラザ…GHP（ガスヒートポンプ）エアコン（L2-Tech 製品）
- ・ 高田図書館……エアコン（L2-Tech 製品）、インバーター制御
- ・ くびき希望館……インバーター制御、BEMS導入

◇その他の省エネ行動編

<庁用車>

○買い替え時には、燃費性能の優れたものを検討する。

- ・ 国土交通省では、燃費性能の優れた自動車の開発・普及を促進するため、毎年、燃費のよい乗用車のベスト10とともに、自動車の燃費性能を評価した「自動車燃費一覧」を公表しています。庁用車の買い換えを検討する際には、このような国交省が公表する資料も参考に検討しましょう。

- ・ リンク先

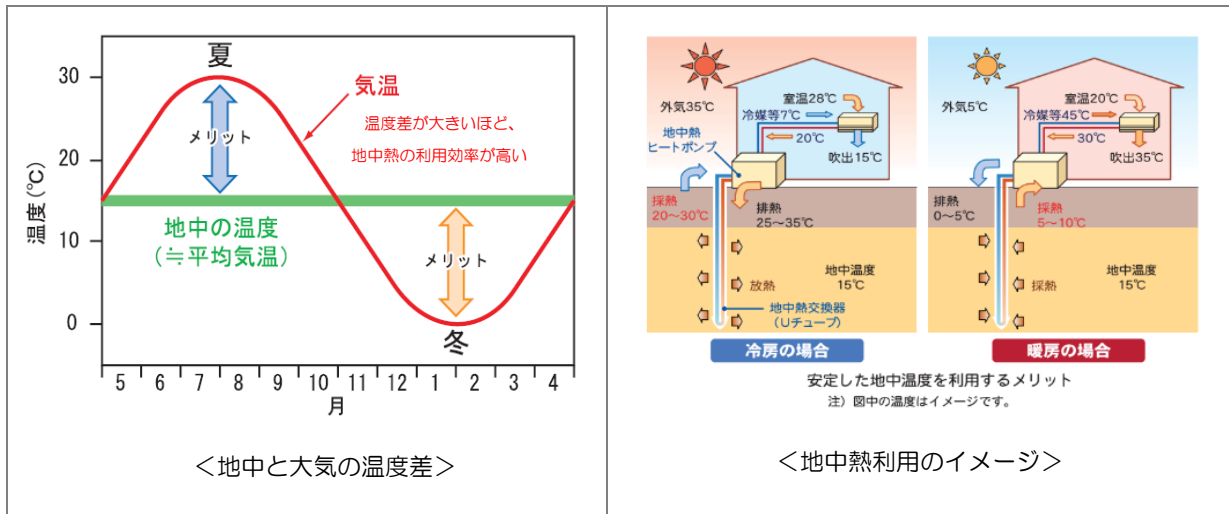
国土交通省ホームページ 自動車燃費一覧

http://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_mn10_000002.html

自動車燃費一覧は毎年更新されるのでホームページを確認してください。

＜再生可能エネルギーの導入に関する取組＞

○施設の新設、更新、改修等にあわせて太陽光発電設備の設置や地中熱の利用について検討する。



参考

【市内公共施設等における導入事例】

令和2年度に竣工予定であるガス水道局新庁舎の堆雪場において地中熱ヒートパイプが導入され、効果の検証が行われる。

【地中熱利用】 ～雪国の地域特性をいかした地中熱の有効利用～

地中の温度は一年を通して安定しており、気温と比べて夏は低く、冬は高くなる特徴があります。この地中と大気の温度差を利用することにより、化石燃料の消費が抑制され、CO₂削減効果が得られます。

<セルフチェックリスト>

項目	日常業務における取組	業務
照明設備編	<input type="checkbox"/> 未使用の会議室、トイレ、通路、ホール等の照明類の消灯を徹底(窓口の照明を除く)する。 <input type="checkbox"/> 昼休みや時間外は照明の使用を必要最低限とする。 <input type="checkbox"/> 勤務時間中であっても、人が不在な箇所は照明を積極的に消灯する。 <input type="checkbox"/> 照明器具の定期的な清掃・交換により、照度を確保する。 <input type="checkbox"/> 必要以上に明るい場合は、照明スイッチによる消灯や照明の間引きを行う。 <input type="checkbox"/> 外光を取り入れ、照度を確保し、不要な照明は消灯する。 <input type="checkbox"/> 照明スイッチに点灯範囲を表示し、無駄な点灯・消し忘れを防止する。	1.実施している 2.実施していない 3.該当なし ※1を選択した場合は、具体的な取組を記載 ※2を選択した場合は、今後の対応を記載
空調設備編	<input type="checkbox"/> 「夏季の軽装運動」「冬季の省エネルギー運動」を推奨し、職員としての品位を保ちつつ、衣服による温度調整を行う。 <input type="checkbox"/> 暖房器具はこまめに給油状況を点検し、使用量の適正把握を行う。 <input type="checkbox"/> 過度な冷暖房の運用を避け、室内の温度を測定しながら適正な温度管理を行う。 <input type="checkbox"/> エアコンのフィルタや空調室外機を定期的に清掃し、運転効率の向上を図る。 <input type="checkbox"/> 中間期等の未使用期間は主電源を切る。 <input type="checkbox"/> 夏季の遮熱や冬季の断熱のため、ブラインドやカーテンを使用する。 <input type="checkbox"/> 柵やロッカーの配置を見直し、執務室の風通しをよくする。 <input type="checkbox"/> 個別に稼働可能なエアコンは、運転開始時間をずらし電気料金を削減する。	
OA機器編	<input type="checkbox"/> ディスプレイの照度を下げる。 <input type="checkbox"/> 席を離れる際はシャットダウンもしくはスリープモードにする。 <input type="checkbox"/> 退庁時は支障がない限り、OA機器などの主電源を切る。 <input type="checkbox"/> 執務室等の最終退出者は、パソコンやプリンタ等の電気機器の電源が切られているか確認する。 <input type="checkbox"/> 待機電力削減のため、使用頻度の低い機器はプラグを抜いておく。	
ごみ編	<input type="checkbox"/> 使い捨ての物品、容器、過剰包装の物品等の購入を控える。 <input type="checkbox"/> 備品等は修理等で再利用を心がける。 <input type="checkbox"/> ファイルや各種事務用品を再利用する。 <input type="checkbox"/> 可能な限り資源物としてリサイクルに努め、再生不能なものだけを廃棄する。 <input type="checkbox"/> 飲食等で出たごみの分別・リサイクルを徹底する。 <input type="checkbox"/> 食品ロスを減らすように努める。	
紙の使用編	<input type="checkbox"/> 庁内の簡易な連絡等は、グループウェアの電子メールを利用する。 <input type="checkbox"/> パソコン等から印刷する際は、不必要な印刷をしないよう、印刷プレビューで確認する。 <input type="checkbox"/> 支障がない限りミスコピー等の裏紙を再利用するとともに両面印刷やNアップ印刷を行う。 <input type="checkbox"/> 雑誌やダンボール、リサイクル可能な用紙など紙類の分別を行う。 <input type="checkbox"/> FAXを送信する際には、表紙をつけないなど最小限の枚数で行う。 <input type="checkbox"/> 庁内及び出先機関等への連絡等は、封筒を再利用する。 <input type="checkbox"/> 必要量の事務用紙の払出しを受け、実行部門ごとに保管する。	
給湯設備編	<input type="checkbox"/> 用途に合わせて設定温度をこまめに調整する。 <input type="checkbox"/> 湯を沸かす時は給湯器のお湯を使用し、コンロ等で湯を加熱する時間を短縮する。 <input type="checkbox"/> 火力の調整の徹底及び笛付きやかんやタイマー等を使用し、ガスの消し忘れやお湯の沸かしすぎを防止する。	
その他の省エネ行動編 (グリーン購入)	<input type="checkbox"/> 物品を購入する際は、「グリーン購入に係る指定物品一覧表」の基準に沿って、その必要性を十分考慮し、次の方針に基づき、必要最小限の物品を購入する。 <ul style="list-style-type: none"> ・環境や人の健康に被害を与えるような物質の使用及び放出が削減されること。 ・資源やエネルギーの消費が少ないこと。 ・資源を持続可能な方法で採取し、有効利用していること。 ・長時間の使用ができること。 ・再使用が可能であること。 ・詰め替えやリサイクルが可能であること。 ・再生された素材や再使用された部品を多く使用していること。 ・廃棄されるときに、処理や処分が容易なこと。 <input type="checkbox"/> やむを得ず指定物品以外の物品を購入する際には、環境ラベルが貼付された商品や環境対応商品等を優先的に購入するよう努める。	
その他の省エネ行動編 (車の利用)	<input type="checkbox"/> エコドライブの実施を徹底する。 <ul style="list-style-type: none"> ・緩やかに発進(最初の5秒で時速20kmを目安に) ・車間距離は十分に取り、一定速度で走行 ・早めにアクセルから足を離し、エンジンブレーキで減速 ・アイドリングストップの徹底 <input type="checkbox"/> 適切な自動車の点検を行う。 <ul style="list-style-type: none"> ・タイヤの空気圧の確認 <input type="checkbox"/> 目的地が同じ又は近い場合は、車両の相乗りを行う。 <input type="checkbox"/> 近距離の移動においては、徒歩又は自転車を使用する。 <input type="checkbox"/> カーエアコンの使用を控えめにする。 <input type="checkbox"/> ノーマイカー通勤を推進する。	
その他の省エネ行動編 (水の使用)	<input type="checkbox"/> 庁用車の洗車や洗面所、給湯室等において、節水を心掛け、蛇口を開放したままにしない。 <input type="checkbox"/> 定期的に水道メーターを確認し、漏水の有無を確認する。	
その他の省エネ行動編 (イベント・会議等)	<input type="checkbox"/> 出張等では、公共交通機関を積極的に利用する。 <input type="checkbox"/> イベント・会議等の会場の選定に当たっては、可能な限り、公共交通機関の利用が可能な会場を選定する。 <input type="checkbox"/> 会議資料等は、プロジェクター等を使用するなど、紙の使用を最小限にする。 <input type="checkbox"/> イベント終了後、不要になる使用物品は、可能な限りリサイクルが容易なものを使用するとともに、分別回収、資源回収等により廃棄物の削減を図る。	
その他の省エネ行動編 (緑化の推進)	<input type="checkbox"/> グリーンカーテンの設置・育成を行う。	
その他の省エネ行動編 (その他)	<input type="checkbox"/> 時間外勤務の縮減やノー残業デー、ノー残業ウィークの実施を徹底し、照明等の使用を削減する。 <input type="checkbox"/> 施設管理担当者は電気、都市ガス、灯油等のエネルギー使用量の確認及び記録(温室効果ガス算定ファイルへの入力)を行い、設備の適正な運用と省エネルギーへの意識啓発を図る。	

上越市環境政策審議会について

1 上越市環境政策審議会とは

上越市環境政策審議会（以下「審議会」という。）は、環境基本法（平成5年法律第91号）第44条^{※1}及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第5条の7第1項^{※2}の規定に基づき設置するものです。

審議会の組織及び運営に関する事項は、上越市環境政策審議会条例及び上越市環境政策審議会規則に定められています。

2 環境政策審議会の所掌事務

- (1) 基本計画を定めるにあたって意見を述べること。
- (2) 市長の諮問に応じ、環境の保全に関する基本的事項及び重要事項を調査審議すること。
- (3) 市長の諮問に応じ、廃棄物の減量等に関する事項について審議すること。

※1 環境基本法（平成5年法律第91号）より第44条抜粋

（市町村の環境の保全に関する審議会その他の合議制の機関）

第四十四条 市町村は、その市町村の区域における環境の保全に関して、基本的事項を調査審議させる等のため、その市町村の条例で定めるところにより、環境の保全に関し学識経験のある者を含む者で構成される審議会その他の合議制の機関を置くことができる。

※2 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）より第5条の7第1項抜粋

（廃棄物減量等推進審議会）

第五条の七 市町村は、その区域内における一般廃棄物の減量等に関する事項を審議させるため、廃棄物減量等推進審議会を置くことができる。

○上越市環境政策審議会条例

平成27年3月27日

条例第3号

(設置)

第1条 環境基本法（平成5年法律第91号）第44条及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第5条の7第1項の規定に基づき、上越市環境政策審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 審議会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 上越市環境基本条例（平成8年上越市条例第41号）第9条第1項に規定する環境基本計画に関し、同条第3項の規定により意見を述べること。
- (2) 市長の諮問に応じ、環境の保全に関する基本的事項及び重要事項を調査審議すること。
- (3) 市長の諮問に応じ、廃棄物の減量等に関する事項について審議すること。

2 審議会は、前項各号に掲げるもののほか、環境の保全及び廃棄物の減量等に関し市長に意見を述べることができる。

(組織)

第3条 審議会は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する20人以内の委員をもって組織する。

- (1) 学識経験者
- (2) 関係行政機関の職員
- (3) 事業者
- (4) 公募に応じた市民
- (5) その他市長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 審議会の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、市長が規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(上越市環境基本条例の一部改正)

2 上越市環境基本条例の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

(上越市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の一部改正)

3 上越市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例（平成9年上越市条例第54号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

○上越市環境政策審議会規則

平成27年3月27日

規則第9号

(趣旨)

第1条 この規則は、上越市環境政策審議会条例（平成27年上越市条例第3号）に定めるもののほか、上越市環境政策審議会（以下「審議会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長及び副会長)

第2条 審議会に会長及び副会長1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第3条 審議会の会議は、会長が議長となる。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第4条 審議会は、調査又は審議に必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は関係者に対して必要な資料の提出を求めることができる。

(部会の設置等)

第5条 審議会は、必要に応じて部会を置く。

2 部会に属する委員は、会長が指名する。

3 前3条の規定は、部会について準用する。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、環境保全課及び生活環境課において処理する。

(その他)

第7条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、審議会が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

(上越市環境審議会規則の廃止)

- 2 上越市環境審議会規則(平成8年上越市規則第30号)は、廃止する。

(上越市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例施行規則の一部改正)

- 3 上越市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例施行規則(平成10年上越市規則第8号)の一部を次のように改正する。

[次のよう]略

(上越市自然環境保全条例施行規則の一部改正)

- 4 上越市自然環境保全条例施行規則(平成20年上越市規則第35号)の一部を次のように改正する。

[次のよう]略

(上越市自然環境保全推進委員会規則の一部改正)

- 5 上越市自然環境保全推進委員会規則(平成20年上越市規則第36号)の一部を次のように改正する。

[次のよう]略

上越市環境政策審議会委員名簿

(任期：令和元年8月5日から令和3年3月31日まで)

区分	氏名	所属等	備考
学識経験者	たむら みきお 田村三樹夫	(一財) 上越環境科学センター長	
	なか の とし あき 中野敏明	上越市教育委員	
	やま がた こうたろう 山縣耕太郎	上越教育大学教授	
	やま もと けい いち 山本敬一	新潟県生態研究会会員	
行政機関	みなみ なお き 南直樹	新潟県上越地域振興局健康福祉環境部 環境センター長	
	さとう ひろい 佐藤広	新潟県上越地域振興局農林振興部 副部長	
	たか はし あき ひこ 高橋明彦	国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構 中央農業研究センター 産学連携室 農業技術コミュニケーター	
事業者	ほり こし かずひろ 堀越和宏	東北電力ネットワーク(株)上越電力センター所長	
	わた なべ しげる 渡邊滋	イオンリテール(株)イオン上越店 人事総務課長	
	こいけ さく ゆき 小池作之	上越資源リサイクル協同組合 理事長	
	くま た かず こ 熊田和子	上越商工会議所 女性会 会長	
	たか はし ゆたか 高橋裕	新潟県浄化槽整備協会 上越支部事務局	
公募市民	いわ さき よう いち 岩崎洋一	公募市民	
	よし だ みのる 吉田実	公募市民	
	うえ はら みゆき 上原みゆき	公募市民	
その他市長が必要と認める者	いし かわ そう いち 石川総一	青田川を愛する会 会長	
	い べ たつ お 井部辰男	上越市町内会長連絡協議会 副会長	
	こ やま きだ えい 小山貞榮	新潟県地球温暖化防止活動推進員 上越地区連絡協議会 会長	
	なる み えい こ 鳴海榮子	上越市消費者協会 副会長	
	あお き ゆき こ 青木ユキ子	新潟県環境カウンセラー協会 協会員	